

政治資金の手引

(政治資金規正法・政党助成法)

第4次改定保存版

福岡県選挙管理委員会

注意 法改正等により内容に大きな変更がない限りは、新たに作成・配付しませんので、大事にご使用ください。

(毎年12月頃に開催される「収支報告書等の説明会」に必ずご持参ください)

政治団体の設立届を出された方々へ

<今後義務づけられる主な手続>

1 政治団体の収支報告書の提出

概 要	政治団体（候補者ではありません）は毎年1回、 1年間の収支（1月1日～12月31日までの分） を報告する必要があります。 ○収入・支出が0でも報告する必要があります。 ○収支報告書を提出しなかったり、虚偽の記入をした場合について罰則が定められています（ 5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金 ）。 ○一部の項目に係るものを除き、1件5万円以上の支出は、領収書等の写しを収支報告書に添付する必要があります。	
	国会議員関係 政治団体の特例	人件費以外の1件1万円超のすべての支出について、領収書等の写しを添付
提出期限	3月31日まで (提出期限最終日が行政機関の休日の場合は休日の翌日) ※3月中旬以降は、窓口が大変混雑します。	
	国会議員関係 政治団体の特例	5月31日まで (提出期限最終日が行政機関の休日の場合は休日の翌日)
記載方法	本書の記載例を参照してください。なお、様式は毎年11月頃に、主たる事務所の所在地宛に送付する予定です。また、12月頃には記載方法に関する説明会を開催する予定です。	
その他	政治団体の収支報告は、候補者自身の選挙運動に関する収支報告（選挙期日後にその選挙を管理する選挙管理委員会に提出する選挙運動費用収支報告書）とは異なるものであり、87ページを参照のうえ作成するようにしてください。	

2 異動届

概 要	設立届により届け出た事項に異動があった場合、異動届を提出する必要があります（例えば、政治団体名、代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者、規約など、設立届により届け出たすべての事項の異動が対象です。）。 代表者の住所や電話番号のみの異動も届出の必要があります。
提出期限	異動の日から7日以内

3 解散届

概 要	政治団体が解散したときは、解散届を提出する必要があります。 政治団体の自然解散、自然消滅は認められていませんので、解散の場合、必ず解散届を提出する必要があります。	
収支報告書	解散届には、 解散年の収支報告書（1月1日～解散の日までの収支を記載したもの） を添付する必要があります。 ○収入・支出が0でも報告する必要があります。	
提出期限	解散の日から30日以内	
	国会議員関係 政治団体の特例	解散の日から60日以内

4 その他（資金管理団体の諸届）

資金管理団体の指定をしている場合、届出事項に異動があったときには資金管理団体の異動届を、解散したときには資金管理団体の指定取消届を、それぞれ提出する必要があります。提出期限は異動や解散の日から7日以内です。

※届や報告書の提出の際は、代表者及び会計責任者の印を持参してください。

（設立届、異動届のみの提出であれば、代表者の印のみで差し支えありません。）

※印鑑は、認印で構いません。

寄附者ごとの寄附することができる額の制限（量的制限）一覧表

（詳しくはP23以下）

寄附者	寄附の相手方 (寄附を受けるもの)	個別規制	総量規制
		同一団体・同一政治家に対する 寄附の個別制限額	寄附者が寄附できる額の 総量の制限額
個人	政党	制限なし	年間2,000万
	資金管理団体	年間150万まで	年間1,000万
	その他の政治団体	年間150万まで	
	政治家 (選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止)	年間150万まで	
政治家	政党	制限なし	年間2,000万
	自己の資金管理団体	制限なし	年間1,000万 (資金管理団体に対する特定寄附については、総量規制は適用されない。)
	その他の政治団体	年間150万まで ※	
	他の政治家 (選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止)	年間150万まで (政治家が他の政治家に寄附する場合、選挙区内の者に対しては寄附できない。)	
会社 (A)	政党	制限なし	資本又は出資金により 年間750万～1億
	資金管理団体	禁止	禁止
	その他の政治団体		
	政治家		
労働組合・ 職員団体 (B)	政党	制限なし	組合員・構成員の数により 年間750万～1億
	資金管理団体	禁止	禁止
	その他の政治団体		
	政治家		
(A)～(D)以外の団体	政党	制限なし	前年における年間の経費の額により 年間750万～1億
	資金管理団体	禁止	禁止
	その他の政治団体		
	政治家		
政党 (C)	政党	制限なし	制限なし
	資金管理団体		
	その他の政治団体		
	政治家		
資金管理団体・ その他の政治団体 (D)	政党	制限なし	制限なし
	資金管理団体	年間5,000万まで	制限なし
	その他の政治団体		
	政治家 (選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止)	制限なし (後援団体は、選挙区内の他の政治家に対しては寄附できない。)	制限なし (後援団体は、選挙区内の他の政治家に対しては寄附できない。)

(注) この表中、「政治家」とは「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）」の意味である。
また、「政党」には、政党が指定する「政治資金団体」を含む。

※ 政治家は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に対し寄附をすることが禁止される。（ただし、自己の資金管理団体にする場合は禁止されない。）（P31）

※ 資金管理団体の指定の効果については、P16以下を参照のこと。

公職の候補者等・後援団体の政治活動用の文書図画の規制の概要

(詳しくはP 3 8 以下)

- 1 規制の対象 ①公職の候補者等の氏名(氏名類推事項含む)を表示する文書図画
②後援団体の名称を表示する文書図画

2 掲示できる文書図画

種 類	要 件
政治活動用事務所に掲示する立札・看板の類	<ul style="list-style-type: none"> ○公職の候補者等の立札・看板は公職の候補者等の事務所にしか、後援団体の立札・看板は後援団体の事務所にしか掲示できない。 ○1事務所につき2枚まで。なお、選挙の種類に応じて総枚数の制限がある。 ○規格は150cm×40cm以内(この規格には、足の部分も含まれる)。 ○選挙管理委員会が交付する証票を貼る必要がある。 両面使用には両面に証紙が必要(2枚として数える。)
ポスター (ただし、ベニヤ板、段ボール等で裏打ちされていないポスターに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ○任期満了日の6月前から(任期満了以外の選挙はその事由が生じた旨の告示日の翌日から、衆議院の解散の場合は解散の日の翌日から)選挙期日までは掲示できない。 ○事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員を表示するためのものは掲示できない。
演説会、研修会等の会場において開催中使用する文書図画	
選挙期間中の政治活動の規制により確認団体が使用できる文書図画	

3 政治活動用の立札・看板の総数及び証票交付申請先

選挙の種類	証 票 の 枚 数		証票交付申請先
	公職の候補者等	後 援 団 体	
衆議院議員(小選挙区)	10枚	15枚	県 選 管
参議院議員(選挙区)	20枚	30枚	
県知事	20枚	30枚	
県議会議員	6枚	6枚	
指定都市市長	10枚	10枚	当 該 市 選 管
指定都市市議会議員	6枚	6枚	
市長・市議会議員	6枚	6枚	
町村長・町村議会議員	4枚	4枚	当 該 町 村 選 管

※後援会(政治団体)の設立届は県選挙管理委員会に行いますが、立札・看板に貼る証票の交付申請先は、上記のとおりその選挙を管理する選挙管理委員会です。

収入・支出の分類基準

収入・支出の内容については、次の表を参考に分類してください。なお、会計帳簿や収支報告書の記載方法については P50 以下を御覧ください。

【収入】

項 目		主 な 内 容	
党費又は会費 (個人が負担するもの)		個人が負担する党費又は会費 (規約等で定められたもの)	
寄附	個人	個人からの寄附	自動車・事務所・労務等の無償提供や物品による寄附も含む
	法人その他の団体	企業や団体からの寄附 (党費又は会費を含む)	
	政治団体	政治団体からの寄附	
	政党匿名寄附	政党が演説会等で受けた1,000円以下の寄附	
機関誌紙の発行その他の事業による収入		機関紙等の発行収入、政治資金パーティーの開催収入、催物の事業収入、会合等での臨時会費など	
借入金		個人あるいは金融機関等からの借入金	
本部または支部から供与された交付金		本部から支部への交付金(還付金)、支部から本部への納付金、支部間の交付金・寄附金	
その他の収入		預金利子など、上記以外の収入 金銭以外のものによる寄附をした時の時価相当分	

【支出】

項 目		主 な 内 容		
経常経費	人件費	職員に支払われる給料、諸手当及び各種保険料など		
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料など		
	備品・消耗品費	備品の類(机、椅子、ロッカー、複写機等)や、消耗品の類(新聞、雑誌、事務用品等)の購入費		
	事務所費	事務所の賃借損料、公租公課、火災保険金、電話使用料、切手代など		
政治活動費	組織活動費		大会費、行事費、組織対策費、交際費など、団体の組織活動に要する経費(選挙以外に関するもの)	
	選挙関係費		選挙に関して支出される寄附金や活動費など	
	機関誌紙の発行その他の事業費	機関誌紙の発行事業費		機関誌紙の発行に関する人件費、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料など
		宣伝事業費		遊説費や広告料、ビラ等の印刷費など団体の政策の普及宣伝に要する経費(選挙以外に関するもの)
		政治資金パーティー開催事業費		政治資金パーティーの開催に要した会場借上費、講演諸経費など
		その他の事業費		その他事業に関して要した経費
	調査研究費		書籍購入費など、調査研究に要する経費	
	寄附・交付金		寄附や賛助金、本部や支部への交付金、負担金など	
その他の経費		上記に分類できないその他の支出 金銭以外のものによる寄附を受けた時の時価相当分		

目 次

1	政治資金規正法の目的	1
2	政治団体等の定義等	
(1)	政治団体の定義	1
(2)	「政党」の定義	1
(3)	政治団体の名称に関する制限	1
(4)	政治団体の支部に関する法律の適用	1
3	政治団体の諸届出	
(1)	概要	2
(2)	設立届	3
(3)	異動届	5
(4)	主たる事務所の所在地及び主たる活動を行う区域の異動	6
(5)	解散届	6
4	政治団体の会計等	
(1)	会計帳簿の備付け及び記載の義務	6
(2)	会計責任者の職務代行者及び会計責任者の職務を補佐する者	7
(3)	会計に関する基本的用語の定義	7
(4)	会計責任者に対する明細書の提出	7
(5)	領収書等の徴収義務	8
(6)	会計責任者の事務の引継ぎ	8
(7)	会計帳簿等の保存義務	9
(8)	政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用方法の制限	9
(9)	資金管理団体の不動産の取得・保有の禁止	9
(10)	政治団体の政治活動費用と公職の候補者の選挙運動費用との関係	9
(11)	政党助成法に基づく政党の支部の会計帳簿	10
5	政治団体の収支報告	
(1)	政治団体の収支報告書の提出	10
(2)	政治団体の解散に係る収支報告	11
(3)	政治団体の収支報告書の記載事項	11
(4)	収支報告書の添付書類	13
(5)	収支報告書の提出先及び提出部数	14
(6)	政党助成法に基づく政党の支部の支部報告書の提出等	14
6	資金管理団体制度	
(1)	概要	14
(2)	対象となる公職の候補者	14
(3)	資金管理団体と諸届出	14
(4)	資金管理団体指定の効果	16
(5)	収支報告等に関する資金管理団体の特例	16

7	国会議員関係政治団体に関する特例	
(1)	国会議員関係政治団体の定義	17
(2)	国会議員関係政治団体に関する特例等	17
(3)	国会議員関係政治団体の届出と特例の適用時期	17
(4)	国会議員関係政治団体に係る政治資金監査	18
(5)	登録政治資金監査人	18
(6)	少額領収書等の写しの開示制度	19
(7)	政治資金適正化委員会	20
8	政治資金パーティーの開催に関する規制	
(1)	概要	20
(2)	政治資金パーティーの告知義務	21
(3)	政治資金パーティーの政治団体による開催	21
(4)	政治資金パーティーを開催した場合の政治団体の会計等	21
(5)	政治団体以外の者による特定パーティーの開催	22
(6)	特定パーティー開催団体の届出	22
(7)	特定パーティー開催団体の会計帳簿の備付け及び記載	23
(8)	特定パーティー開催団体の収支報告書の提出	23
9	寄附等の授受の制限	
(1)	会社、労働組合、職員団体その他の団体がする寄附の制限	23
(2)	公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限	25
(3)	寄附の量的制限	25
(4)	寄附の質的制限	27
(5)	寄附のあっせんの規制	28
(6)	政治資金パーティーの対価の支払に関する制限	28
(7)	政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払 への公務員の関与等の制限	28
(8)	公職選挙法による制限	29
10	会社等のする寄附の限度額一覧表	32
11	政治資金と税金との関係	
(1)	政治団体に対する課税関係	33
(2)	政治家個人に対する課税関係	34
(3)	法人の政治献金に係る税制上の措置	35
(4)	個人の政治献金に係る課税上の優遇措置	35
12	政治活動用文書図面の規制	38
13	諸届様式記載例	40
	○設立届	
	○規約	

- 被推薦書
- 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
- 届出事項の異動届
- 政治団体解散届
- 資金管理団体指定届
- 資金管理団体届出事項の異動届
- 資金管理団体指定取消届
- 会計帳簿記載例
- 会計帳簿記載要領
- 収支報告書記載例
- 寄附金（税額）控除のための書類

14 様式集 91

- 設立届
- 規約
- 被推薦書
- 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
- 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知
- 政党の状況等に関する届
- 支部証明書
- 届出事項の異動届
- 政治団体解散届
- 資金管理団体指定届
- 資金管理団体届出事項の異動届
- 資金管理団体指定取消届
- 寄附金（税額）控除のための書類

15 電子申請の御案内 107

（注）法令及び用語の略称は次のとおりとした。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ○政治資金規正法 | 法 |
| ○政治資金規正法施行令 | 令 |
| ○政治資金規正法施行規則 | 規則 |
| ○公職選挙法 | 公選法 |
| ○政党助成法 | 助成法 |
| ○政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格付与に関する法律 | 法人格付与法 |
| ○第6条第1項第2号 | 6条①Ⅱ |
| ○福岡県選挙管理委員会 | 県選管 |

1 政治資金規正法の目的

今日の議会制民主主義の下では、政党その他の政治団体は極めて重要な機能を果しており、また公職の候補者（P14掲載の6(2)を参照のこと。以下同じ。）の責務も極めて重大であるといわなければならない。民主政治の健全な発達のためには、政党その他の政治団体及び公職の候補者が責任を自覚し、公明かつ公正に政治活動を行うとともに、その政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにしなければならない。また、政治団体及び公職の候補者は、その政治資金の収受に当たってはいやしくも国民の疑惑を招くことのないように公明正大に行わなければならない。

このような要請に応えるため、政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者に諸届出義務を課し、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開させ、さらに一定の制限の下で政治団体及び公職の候補者の政治資金の収受が行われるように規正している。（法1条・2条）

2 政治団体等の定義等

(1) 「政治団体」の定義

「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。（法3条①）

ア 政治上の主義・施策の推進・支持・反対を本来の目的とする団体。

イ 特定の公職の候補者の推薦・支持・反対を本来の目的とする団体。

ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。

(ア) 政治上の主義・施策の推進・支持・反対

(イ) 特定の公職の候補者の推薦・支持・反対

エ 次に掲げる団体は、政治団体とみなす。（法5条）

(ア) 政治上の主義・施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの。

(イ) 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党から総務大臣に届出がされているもの。） ※福岡県には該当団体なし。

(2) 「政党」の定義

「政党」とは、上記の政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の政党の所属国会議員が所属しているものを除く。（法3条②・③）

ア 国会議員が5人以上所属している団体

イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上である団体

(3) 政治団体の名称に関する制限（法6条③、7条②）

政治団体が設立又は異動の届出をする場合には、その名称は、既存の政党又は政治資金団体の名称と同一の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければならない。

(4) 政治団体の支部に関する法律の適用（法18条）

ア 政治団体が支部を有する場合、原則として本部・支部は各々一つの政治団体とみなさ

れる。したがって、支部にあっても届出、会計帳簿の備付け、記載、収支報告書の提出等をしなければならない。

なお、寄附の授受の制限に関しては、本部・支部を通じて一つの政治団体とされるので注意を要する。

イ 法にいう「支部」とは、おおむね次の要件を備えたものをいう。

(ア) 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり本部と主従の関係にあること。

(イ) 本部の指揮統括の下に一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められていること。

(ウ) 会計について、一定の範囲内で金銭等の収受を行える状況にあること。

ウ イの要件を満たさない下部組織（例えば会計上独立していないもの、単なる連絡所的なもの。名称は問わない。）は、法上の「政治団体の支部」ではないので、届出、会計帳簿の備付け、記載、収支報告書の提出等の義務はなく、収支を行った場合には上部組織の行った収支として取り扱うこととなる。

このような下部組織に一括して活動資金を交付し、下部組織が支出した場合には、その下部組織の責任者は、本部の会計責任者と「意思を通じて支出した者」に該当するので、本部の会計責任者に支出の明細書及び領収書等を送付しなければならない。

エ 政治団体の本部・支部間及び支部相互における交付金（法18条②・③）

政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部の会計責任者は、会計帳簿の記載をするときは、当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入について、明確に記載しなければならない。

また、収支報告書の記載をするときは、他の「その他の収入」とは別に当該交付金に係る収入のみ区分して明確に記載しなければならない。支出についても、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金については、その名目を問わず明確に記載しなければならない。

オ 公職の候補者が代表者である政治団体の本部若しくは支部は、いずれか一に限り資金管理団体として指定されることができる。

3 政治団体の諸届出

(1) 概要（法6条・7条・17条・18条）

政治団体には、設立時に提出しなければならない「設立届」のほか、資金管理団体に指定した場合には「資金管理団体指定届」を、届出事項に異動が生じた場合には「異動届」を、また団体を解散した場合には「解散届」を提出することが義務付けられている。

なお、政治団体が「資金管理団体」（P14以下参照）である場合には、届出事項が異動した際などに、別途、公職の候補者（団体の代表者）から、資金管理団体に関する届出が必要になる場合があるので注意が必要である。

これらの諸届出のほか、政治団体には毎年「収支報告書」（P10以下参照）の提出が義務付けられている。

「設立届」「異動届」「解散届」の届出先等は、次表のとおりである（資金管理団体に関する届出、収支報告書の届出先等は、それぞれの記述ページを参照。）。

なお、国会議員関係政治団体については、次表の届出期限が異なるため、各届の提出期限及び提出方法の項目を参照すること。

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先	提出部数	届出期限(※)
福岡県内	福岡県内	福岡県選挙管理委員会(県選管)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・設立・組織の日から7日以内 ・異動・異動の日から7日以内 ・解散・解散の日から30日以内
	福岡県を含む2以上の都道府県	県選管を経て総務大臣	2部	
	福岡県外			

(注) 政党の本部及び政治資金団体の場合は、主たる活動区域に関わらず、県選管を経由して総務大臣に届け出ること。

(※) 国会議員関係政治団体については、届出期限が異なるので注意すること。

「設立届」「異動届」は、県選管まで郵送することなく持参提出しなければならない。

また、「解散届」も内容不備の場合における訂正の便宜を図るため持参提出することが望ましい。なお、これらの届出は、市区町村の選挙管理委員会を経由して行うことはできない。

なお、福岡県においては、福岡県のホームページからインターネットによる届出(電子申請)を受け付けることが可能であるので、必要な機器類を揃えれば利用が可能である(詳しくはP107参照)。

(2) 設立届(法6条)

ア 設立届の提出期限及び提出方法

政治団体の設立の届出は、その組織の日又は政治団体となった日から7日以内に持参提出の方法によってしなければならない。

なお、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体で、当該公職の候補者から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を受け「国会議員関係政治団体」(P17以下参照)として組織され又は政治団体となる団体については、当該通知を受けた日から7日以内に設立を届け出なければならない。

政治団体は、設立届がされた後でなければ、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出をすることができない。

イ 政党になった場合の設立届の提出(法6条⑤)

政党以外の政治団体が政党となった場合には、改めて設立の届出を必要とする。

ウ 設立届の記載内容(届出事項)

設立届により届け出る事項は次のとおりである。

具体的な記載内容については、「政治団体設立届(P41)」を参照すること。

- ①政治団体を組織した(政治団体となった)年月日
- ②政治団体の目的
- ③政治団体の名称
- ④主たる事務所の所在地、電話番号及び主たる活動区域
- ⑤代表者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び選任年月日

- ⑥会計責任者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び選任年月日
- ⑦会計責任者の職務代行者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び選任年月日
- ⑧政党又は政治資金団体であるときはその旨
- ⑨国会議員関係政治団体であるときはその旨、公職の候補者の氏名及び公職の種類
- ⑩支部の有無
- ⑪課税上の優遇措置の適用の有無
- ⑫政治団体の区分
- ⑬国会議員関係政治団体であるときはその区分

エ 設立届の添付書類（令5条）

届出書には、次の文書を添付すること。

(ア) すべての団体で添付が必要なもの

- ・綱領、党則、規約（規約の見本（P42））その他これに相当するもの。

(イ) 政党に所属していない国会議員が5人以上所属している団体で政党として取り扱われる団体（の本部）で添付が必要なもの

- ・所属国会議員の氏名を記載した書面（規則第2号様式「所属国会議員届」）。
- ・「所属国会議員届」に氏名を記載されることについての国会議員の承諾書及びその政治団体以外の政党に所属していないことを当該国会議員が誓う旨の宣誓書（規則第2号様式の2「承諾書及び宣誓書」）。

(ウ) 国政選挙におけるその得票率が2パーセント以上であることにより政党として取り扱われる団体（の本部）で添付が必要なもの

- ・直近の衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近の参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数を記載した書面（規則第2号様式の3「得票総数届」）。
- ・他の政党に所属する国会議員が所属していないことを政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（規則第2号様式の4「宣誓書」）。

(エ) 支部を有する政党（の本部）で添付が必要なもの

- ・当該支部の数、当該各支部の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域並びに当該支部が一以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にはその旨を記載した書面（規則第2号様式の5「政党の支部の状況に関する届」）。

(オ) 政党の支部で添付が必要なもの

- ・政党の支部である旨、政党（本部）の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域並びに当該支部が一以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にあってはその旨を記載した書面（規則第2号様式の6「政党の状況等に関する届」）。
- ・当該支部が当該政党の支部である旨及び当該支部が当該区域を単位として設けられる支部である場合にあってはその旨の当該政党（本部）の証明書（規則第2号様式の7「支部証明書」）。

(カ) 国会議員が主宰し又はその主要な構成員が国会議員である政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合に添付が必要なもの

・主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名を記載した書面（規則第2号様式の8「国会議員氏名届」）。

(キ) (ク)以外の政治団体で、県議会議員、県知事、北九州・福岡市の議会議員及び長の職にある者（当該公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合に添付が必要なもの

・当該政治団体が推薦・支持されることを承諾する旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面（規則第2号様式の9「被推薦書」（P43））。

(ク) 特定の国会議員の職にある者（当該公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合に添付が必要なもの

・当該政治団体が法19条の7第1項第2号に該当する旨の通知（規則第12号様式の2「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（以下「該当通知」という。）」（P44））。

(3) 異動届（法7条）

ア 異動届の提出時期及び提出方法

政治団体は、設立届等により届け出た事項（(2)のウ）に異動があったときは、その異動の日から7日以内に、届出事項の異動の届出を持参提出の方法によってしなければならない。

なお、国会議員関係政治団体であるか否かについては、(2)ウ⑨にあるとおり、設立の届出における届出事項であるので、設立届出後にこれに異動がある（「国会議員関係政治団体となった（でなくなった）」）場合については、異動届により届け出なければならない。

また、特定の国会議員に係る公職の候補者等を推薦・支持する団体で、当該公職の候補者から該当通知を受け「国会議員関係政治団体となった（でなくなった）」団体については、当該通知を受けた日から7日以内に異動を届け出なければならない。

イ 異動届の記載内容

届出書の具体的な記載内容は、「届出事項の異動届（P45）」を参照すること。

ウ 異動届の添付書類

綱領・規約等添付書類((2)のエ)の内容に異動があったときは、アの例により、異動後の当該書類を添付して「届出事項の異動届」を提出すること。

特に、団体名称を変更した場合や事務所の所在地を変更した場合などには、綱領・規約等の変更が伴うことがあるので、届出時に添付漏れがないようにすること。

また、政党の支部が、団体名称や事務所所在地、主たる活動区域を変更した場合には、変更後の内容による支部証明書の添付が必要になるので注意すること。

エ 資金管理団体である団体が異動した場合の注意

団体が「資金管理団体」である場合、団体名称の異動、事務所の所在地の異動及び代表者の異動の場合は、資金管理団体に関する届出が同時に必要になるので注意すること

(詳しくはP15参照)。

(4) 主たる事務所の所在地及び主たる活動を行う区域の異動 (法6条の3)

政治団体は、その主たる事務所の所在地又は主として活動を行う区域の異動により、その届出を受けるべき都道府県の選管又は総務大臣(1)を参照のこと。)が従前と異なるものとなったときは、その異動の日から7日以内に、当該異動後におけるその主たる事務所の所在地及び主として活動を行う区域により定められる都道府県の選管又は総務大臣に(2)の設立届の例により届出をしなければならない。

また、従前の届出先に対しては、異動届を提出しなければならない。

(5) 解散届 (法17条)

ア 解散届の提出時期及び提出方法

政治団体が解散し、又は目的変更その他により政治団体でなくなったときは、その代表者及び会計責任者は、「政治団体解散届」とともに、解散等の日現在で収支報告書を作成し、解散等の日から30日以内に提出しなければならない。

国会議員関係政治団体(解散をする年に国会議員関係政治団体であった期間がある団体を含む。)については、解散に伴う収支報告書を提出する前に、あらかじめ政治資金監査を受けておく必要があることから、提出期限が「解散等の日から60日以内」とされている(「政治資金監査」についてはP18以下参照)。

なお、自然解散・自然消滅等は認められていないので、たとえ法17条2項適用団体となり、政治団体設立届をしていないものとみなされる団体であっても必ず解散届を提出しなければならない。

イ 解散届の記載内容

届出書の具体的な記載内容は、「政治団体解散届(P46)」を参照すること。

ウ 資金管理団体である団体が解散した場合の注意

団体が「資金管理団体」である場合、団体の解散に伴って、資金管理団体の取消等の届出が別途必要になるので注意すること(詳しくはP15参照)。

4 政治団体の会計等

(1) 会計帳簿の備付け及び記載の義務 (法9条)

政治団体の会計責任者は、経理について全面的な責任と権限を持っており、政治団体の収支を常に明確にしておくため、会計帳簿を備え、これにすべての収入、支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければならない。

なお、資金管理団体制度(P14以下参照)に関して、公職の候補者個人が政党から受けた政治活動に関する寄附を資金管理団体に取り扱わせるために寄附するときは、その内訳を文書で当該資金管理団体の会計責任者に通知をし、会計責任者は、会計帳簿に記載するときに、公職の候補者から通知された事項を併せて記載しなければならない(法19条の3・19条の4)。

また、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものからの寄附を受けた場合には、その旨を会計帳簿に記載しなければならない。

会計帳簿は、「収入簿」、「支出簿」及び「運用簿」に分け、各項目ごとに記載しなければならない。会計帳簿の様式及び記載要領等については、P 50以下を参照すること。

(2) 会計責任者の職務代行者及び会計責任者の職務を補佐する者

会計責任者に事故があった場合又は欠けた場合には、職務代行者が臨時的に会計責任者の職務を代行し、政治団体の会計について責任を負うこととなる。事故があった場合とは、会計責任者が病気、長期不在等のためその職務を相当期間継続して行うことができない場合をいい、欠けた場合とは、死亡し、解任され又は辞職した場合をいうものである。

なお、欠けた場合には、速やかに会計責任者を選任し、3(3)の異動届を県選管へ提出しなければならない。

また、政治団体に会計責任者の職務を補佐する者（経理事務担当者等）があるときは、その者は会計帳簿に収入、支出その他の事項を記載すること及び毎年12月31日現在で作成する収支報告書（「5 政治団体の収支報告」を参照のこと。）に当該政治団体のその年における収入、支出その他の事項を記載することについて義務を負うこととなる（法9条①、12条①・③）。

(3) 会計に関する基本的用語の定義（法4条）

ア 「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、後記4(8)の方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等の元本の收受以外のものをいう。

イ 「党費又は会費」とは、いかなる名称をもってするを問わず、政治団体の党則、規約、その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体構成員が負担するものをいう。なお、法人その他の団体の負担する党費又は会費は寄附とみなされる。（法5条②）

ウ 「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

エ 「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。

オ 「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、後記4(8)の方法による運用のための元本の供与又は交付以外のものをいう。

(4) 会計責任者に対する明細書の提出（法10条）

ア 政治団体のために寄附を受け又は支出をした場合の明細書

政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け、又はその支出をした日から7日以内に、寄附を受けた場合には、寄附をした者の氏名・住所・職業（団体にあつてはその名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名。以下この項において同じ。）及び当該寄附の金額・年月日を、支出をした場合には、支出を受けた者の氏名・住所及び当該支出の目的・金額・年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

この収入又は支出も法9条の規定により当該政治団体の収入又は支出に含まれることとされているので、その明細を会計責任者において完全に把握する必要があるからである。

イ 寄附のあつせんをした場合の明細書

政治団体のために寄附のあっせん（特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいう。）をした者は、そのあっせんを終えた日から7日以内に、当該寄附をした者及びあっせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該あっせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

ウ 政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをした場合の明細書

政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払のあっせん（特定の政治団体のために政治資金パーティーの対価として支払われる金銭等を集めて、これを当該政治団体に提供することをいう。）をした者は、その対価の支払のあっせんを終えた日から7日以内に、当該対価の支払をした者及びあっせんをした者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。（政治資金パーティーについては「8 政治資金パーティーの開催に関する規制」の項を参照すること。）

(5) 領収書等の徴収義務（法11条）

団体の区分によって、領収書等を徴収しなければならない支出の範囲が異なるので、十分な注意が必要である。

ア 領収書等を徴収しなければならない支出

会計責任者又は代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該団体のために支出をした者は1件5万円以上のすべての支出（経常経費を含む。）について、当該支出の目的、金額、年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴しなければならない。ただし、これを徴し難かった事情があるとき（路線バスの運賃等）は、この限りではない。

なお、国会議員関係政治団体の会計責任者又は代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該国会議員関係政治団体のために支出をした者については、1円以上のすべての支出（経常経費を含む。）について、領収書等を徴しなければならないが、領収書等を徴し難い事情がある支出については、「領収書等を徴しがたかった支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面）」を作成しておかなければならない。

イ 代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出した場合の領収書等の徴収

代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために1件5万円以上の支出をした者は、領収書等（振込みの方法により支出したときにあっては、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下「振込明細書」という。））を直ちに会計責任者に送付しなければならない。

なお、国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために1円以上の支出をした者については、領収書等（振込みの方法により支出したときにあっては振込明細書）を直ちに会計責任者に送付しなければならない。

(6) 会計責任者の事務の引継ぎ（法15条）

ア 引継ぎの時期

会計責任者の更迭があった場合は、前任者は退職の日から15日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。会計責任者が引継ぎをすることができないときは、その職務代行者において行わなければならない。

イ 引継ぎの方法

引継ぎをする場合は、引継ぎをする者（前任者）において引継書を作成し、引継ぎの旨及びその年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者（後任者）においてともに署名捺印し、現金及び帳簿、(4)の明細書、(5)の領収書等をその他の書類とともに引き継がなければならない。

これは、会計責任者の責務の重要性にかんがみ、前任の会計責任者に引継ぎ義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性を保持しようとするものである。

(7) 会計帳簿等の保存義務（法16条）

会計責任者（政治団体の解散後は、会計責任者であった者）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を県選管（又は総務大臣）において収支報告書の要旨を公表した日から3年間保存しなければならない。

なお、国会議員関係政治団体である期間中に係る「領収書等を徴しがたかった支出の明細書等（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面）」がある場合は、それもあわせて保存しなければならない。

また、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものからの寄附を受けた場合は、当該寄附者から提出を受けた、「法第22条の5第1項本文に規定するものであって同項ただし書に規定するものである」旨の通知を、収支報告書の要旨を公表した日から3年間保存しなければならない。

(8) 政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用方法の制限（法8条の3）

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

ア 銀行その他の金融機関への預金又は貯金

イ 国債証券、地方債証券、政府保証債券、又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

ウ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

(9) 資金管理団体の不動産の取得・保有の禁止（法19条の2の2）

平成19年の法改正により、資金管理団体が次のものを取得・保有することが禁止されている。なお、改正法施行日（平成19年8月6日）以前に取得・保有しているものは除外されるが、収支報告書に別途その利用状況を記載しなければならない。

ア 土地

イ 建物

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

(10) 政治団体の政治活動費用と公職の候補者の選挙運動費用との関係

「政治団体の政治活動」と「公職の候補者の選挙運動」とは、活動の主体も経費の支出

者も異なることから、まったく別物であり、これらの会計は明確に区別されなければならないが、特に公職の候補者の後援団体においては、これらを混同されやすいので注意が必要である。

公職の候補者の選挙運動は、公職の候補者本人の自己資金や借入金、個人や後援会等からの寄附等を原資としており、公職の候補者自身の会計（支出）によって行われるものである。したがって、通常、政治団体の会計には公職の候補者の選挙運動に係る費用は計上されない。

しかし、公職の候補者の選挙準備費用（事務所設営費等）など、本来、公職の候補者が支出すべき費用を政治団体が直接支出した場合には、政治団体としての支出が存在する限り、政治団体の会計に含まれることになる。

このような場合には、公職の候補者の選挙準備費用を政治団体が費用負担し、それを公職の候補者に無償で提供（寄附）したものと考えることになり、公職の候補者の選挙運動に係る収支を記載する「選挙運動費用収支報告書」には、政治団体から事務所設営費等の寄附があった旨の記載をし、政治団体の「政治資金収支報告書」には、選挙関係費の項目に事務所設営費等の支出を行った旨の記載をしなければならない。

このほか、政治団体が公職の候補者に対し選挙運動用として寄附した資金（いわゆる陣中見舞、公認推薦料等）については、公職の候補者の「選挙運動費用収支報告書」において、政治団体からの寄附として計上し、政治団体の「政治資金収支報告書」には選挙関係費の支出として計上しなければならない。

(11) 政党助成法に基づく政党の支部の会計帳簿（助成法16条、同規則9条・10条）

政党助成法第14条第2項に定める「支部政党交付金」の支給を受け、若しくは「支部政党交付金」による支出をし、又は「支部基金」の残高を有する政党の支部の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、必要事項を記載しなければならない。

なお、支部政党交付金の収支も当該政党支部の収支の一部であるので、政治団体の会計帳簿に記載すべき収入及び支出となる。

5 政治団体の収支報告

(1) 政治団体の収支報告書の提出（法12条）

ア 収支報告書の提出時期

会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年の収支報告書を作成し、翌年1月1日から3月31日まで（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には4月30日まで）の間に県選管又は県選管を経由して総務大臣に提出しなければならない。なお、提出にあたっては、内容不備の場合の訂正の便宜を図るため、会計責任者及び代表者の印鑑を用意の上、できるだけ持参提出することが望ましい。

なお、国会議員関係政治団体（報告の対象となる年に国会議員関係政治団体であった期間がある団体を含む。）については、あらかじめ政治資金監査を受け、政治資金監査報告書と併せて収支報告書を提出する必要があることから、提出期間が「1月1日から5月31日まで（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から

選挙の期日までの期間がかかる場合には6月30日まで)」とされている（「政治資金監査」についてはP18以下参照）。

イ 収支報告書が未提出である場合の措置

会計責任者が2年間連続して収支報告書を提出しなかった場合には、当該政治団体は、2年目の収支報告書の提出期限を経過した日以後、政治団体設立届をしていない団体（法17条2項適用団体）とみなされる。これによって、規正法上、当該団体は政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができなくなるので、事実上政治活動を行うことができなくなる。（法17条②、6条、8条）

<例>平成28年1月1日に政治団体設立

平成29年3月31日・・・・・・・・・・・・・・・・・・28年収支報告書未提出

平成30年4月2日（3月31日が休日のため）・・・・28年・29年収支報告書未提出

平成30年4月3日以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・法17条2項適用団体

(2) 政治団体の解散に係る収支報告

政治団体は、規正法上、自然解散、自然消滅をすることができないため、政治活動を行わない場合又は法17条2項適用団体となった場合には必ず解散をした上で、解散した年分までの収支報告書と解散届を提出すること。

ア 通常解散の場合

政治団体が解散したときは、政治団体解散届とともに、解散の日現在で収支報告書を作成し、解散の日から30日以内に提出しなければならない。（法17条①）

※ 資金管理団体指定取消届は取消しの日から7日以内に提出しなければならない。

なお、国会議員関係政治団体（報告の対象となる年に国会議員関係政治団体であった期間がある団体を含む。）については、あらかじめ政治資金監査を受け、政治資金監査報告書と併せて収支報告書を提出する必要があることから、提出期限が「解散の日から60日以内」とされている（「政治資金監査」についてはP18以下参照）。

イ 法17条2項適用団体の解散の場合

法17条2項適用団体が解散の手続きをするときは、解散届とともに収支報告書未提出年分から解散届を提出するまでの各年分の収支報告書を併せて提出すること。

なお、引き続き政治活動を行うという場合には、解散の手続きをした上で新たに政治団体の設立の手続きをすることとなる。

<例>

5 (1)イの例で、平成30年6月2日に解散をした場合

①平成28年分及び29年分の2年分の収支報告書

②解散届及び30年分（1月1日～6月2日）の収支報告書を提出すること。

(3) 政治団体の収支報告書の記載事項（法12条）

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在（解散した年の場合は解散の日現在）で当該政治団体に係るその年における次の事項を収支報告書に記載しなければならない。

なお、収支報告書の様式及び具体的な記載要領等については、政治団体の収支報告書の記載例（P65以下掲載。）を参照すること。

ア 収入関係（法12条①I）

- ・その年のすべての収入について、その総額及び収入項目別の金額
- ・個人が負担する党費又は会費について、その金額及びこれを納入した者の数

・同一の者からの寄附又は同一の者によってあつせんされた寄附で年間5万円を超えるものについては、その内訳（氏名、住所、職業、年月日等）

※年間5万円以下の寄附についても内訳を記載して差し支えない（法13条）。なお、寄附者（個人）が課税上の優遇措置を受けようとする場合は、5万円以下の寄附についても内訳を記載することが必要である。

・政党が受けた「政党匿名寄附」については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計並びに当該年月日及び場所

・機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額

・政治資金パーティーのうち「特定パーティー」（P21以下参照）に該当する政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払いをした者の数

・同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払い又は同一の者によって対価の支払いのあつせんをされたもので当該対価の支払いが20万円を超えるものについては、その内訳（氏名、住所、職業、年月日等）

※20万円以下の対価の支払についても内訳を記載して差し支えない（法13条）。

・借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額

・その他の収入のうち1件あたり10万円以上のものについては、その収入の原因並びにその金額及び年月日

イ 支出関係（法12条①Ⅱ）

・すべての支出について、その総額及び支出項目別の金額

・1件当たりの金額（支払いが数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の政治活動費（資金管理団体であった期間がある団体については、その期間中に支出された光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費も含む。）に係る支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

・国会議員関係政治団体である期間中の支出については、上記によらず、1件1万円を超える支出（人件費は除く）のすべてについて、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

ウ 資産関係（法12条①Ⅲ）

政治団体（特定パーティー開催団体を除く。）の会計責任者は、政治団体の収支報告書に、毎年12月31日現在（解散した年の場合は解散の日現在）において有する次に掲げる資産等について、取得価額その他の事項を記載しなければならない。

また、資金管理団体が①～③の資産を取得・保有している場合（資金管理団体の不動産取得を禁止した平成19年の改正法施行日（平成19年8月6日）以前から当該不動産を取得・保有している場合）については、収支報告書にその不動産の利用の現況を記載しなければならない。

① 土地

② 建物

③ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

④ 取得の価額が100万円を超える動産

- ⑤ 預金又は貯金（普通預金及び当座預金、普通貯金は除く。）
- ⑥ 金銭信託
- ⑦ 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券
- ⑧ 出資による権利
- ⑨ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金
- ⑩ 支払われた金額が100万円を超える敷金
- ⑪ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利
- ⑫ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

なお、政治団体が政治団体となった日前に取得した土地等の資産等について、収支報告書に記載すべき事項の一部が不明である場合には、次の方法により、当該政治団体の収支報告書に記載しなければならない。

- ・取得の価額が明らかでない場合は、その旨及び取得時における時価に見積もった金額を記載すること。
- ・取得の価額及び年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった日における時価に見積もった金額を記載すること。
- ・取得の年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

また、政治団体が政治団体となった日以後に取得した土地等の資産等で平成元年12月31日以前に取得したものについて、収支報告書に記載すべき事項の一部が不明である場合には、次の方法により、当該政治団体の収支報告書に記載しなければならない。

- ・取得の価額が明らかでない場合は、その旨及び取得時における時価に見積もった金額を記載すること。
- ・取得の価額及び年月日が明らかでない場合は、その旨及び平成5年1月1日における時価に見積もった金額を記載すること。
- ・取得の年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

(4) 収支報告書の添付書類

収支報告書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 領収書等の写し

- (ア) 1件5万円以上の政治活動費（資金管理団体であった期間がある団体については、その期間中に支出された光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費も含む。）に係る支出について、支出の項目別に分類して提出すること。

なお、国会議員関係政治団体である期間中の支出については、上記によらず、1件1万円を超える支出（人件費は除く）のすべてについて、領収書等の写しを提出しなければならない。

領収書等を徴し難かった支出についてはその明細書（P86掲載）を提出すること。銀行の発行する振込明細書の写しは、ここでいう領収書等の写しと認められていないので、相手方から直接領収書等を徴していない場合には、相手方に請求すること。その場合、領収書等を請求できない特段の事情があれば、銀行の振込明細書の写しに支

出の目的を記入する、または、領収書等を徴し難かった支出の明細書に「銀行振込みのため」と記載し、かつ、銀行の振込明細書の写しを添付すること。なお、当該支出の目的を記載した書面（振込明細書に係る支出目的書）及び金融機関が作成した振込みの明細書の写しをもって、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えることができる。

(イ) 領収書等の写しは、収支報告書とは別冊とし、「平成〇年分、収支報告書（領収書等の写し綴）、〇〇〇〇後援会」などと記載した表紙をつけること。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、領収書等の写しの最初に綴じること。

(ウ) 領収書等の写しは、元本を複写機で複写したもの（いわゆる「コピー」）に限られるので、書き写し等は不可である。提出の際はA4でコピーしたものを提出すること。

(エ) 領収書等のあて名は、「〇〇〇〇後援会」のように政治団体名となっていること。

イ 収支報告書の記載が真実である旨を誓う宣誓書（P85掲載）

ウ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体である期間がある団体のみ）

(5) 収支報告書の提出先及び提出部数

政治団体の諸届出の届出先・提出部数（3(1)）と同様。

(6) 政党助成法に基づく政党の支部の支部報告書の提出等（助成法18条）

支部政党交付金の支給を受けた政党の支部の会計責任者は、当該支部政党交付金を充て又は支部基金（政党助成法第14条第2項に定める基金）を取り崩して充てる支出（「支部政党交付金による支出」という。）等について、毎年12月31日現在で報告書（「使途等報告書」という。）を作成し、当該支部政党交付金を支給した本部又は他の支部の会計責任者及び県選管に提出しなければならない。

なお、支部政党交付金の収支は、当該政党支部の収支の一部であるから、支部報告書に記載される金額は、政治資金収支報告書に記載される金額の内数となる。

6 資金管理団体制度

(1) 概要（法19条、19条の6）

公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限の強化を図るため、平成7年1月1日から施行された改正法により、公職の候補者は原則として金銭等による政治活動に関する寄附を受けてはならないものとし、公職の候補者の政治資金は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として資金管理団体を指定できることとされた。これに伴い、従来の指定団体及び保有金の制度は、廃止された。

なお、資金管理団体における政治資金の適正化、透明化を図るため、平成19年の法改正により、収支報告及び不動産の保有に関して新たな義務が課せられた。

(2) 対象となる公職の候補者（法19条、19条の6）

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職の候補者、候補者となろうとする者及び現にその職にある者（これらの者を「公職の候補者」という。）

(3) 資金管理団体と諸届出（法19条）

資金管理団体とは、公職の候補者が、その者の政治資金を取り扱わせるため、一定の政治団体のうちから指定し届け出たものである。

ア 資金管理団体として指定することができる政治団体

資金管理団体として指定することができる政治団体は、指定する公職の候補者が代表者である政治団体であり、かつ、次に掲げる政治団体の一に該当することが要件となる。

- ① 政治上の主義・施策の支持・反対を本来の目的とする団体
- ② 特定の公職の候補者の推薦・支持を本来の目的とする団体（資金管理団体の指定をしようとする公職の候補者以外の者を推薦・支持する団体を除く。）

すなわち、いわゆる主義主張団体若しくは後援団体であって、②のいわゆる後援団体については、推薦し又は支持する者の氏名が規約等に明記されている必要がある。

イ 資金管理団体の数

資金管理団体の数は、一つに限られる。

ウ 政治団体の本部及び支部

政治団体の本部及び支部はそれぞれ一つの政治団体とみなすこととされているので、本部若しくは支部のいずれか一に限り資金管理団体として指定することができる。この場合、本部を指定したときは、支部は資金管理団体となるものではなく、逆に支部を指定したときも本部が資金管理団体となるものではない。

エ 資金管理団体の諸届（指定・異動・取消）

公職の候補者は、資金管理団体を指定したときは、「資金管理団体指定届」を提出しなければならない。また、届け出た事項に異動が生じた場合（資金管理団体として指定している政治団体に異動が生じた場合）には、「資金管理団体届出事項の異動届」を、指定した団体が解散した場合等には、「資金管理団体指定取消届」を提出しなければならない。特に、異動、取消は届出を失念しがちなので十分注意が必要である。

指定する政治団体の主たる事務所の所在地	指定する政治団体の主たる活動区域	届出先	提出部数	届出期限（※）
福岡県内	福岡県内	福岡県選挙管理委員会（県選管）	1部	・指定・指定の日から7日以内 ・異動・異動の日から7日以内 ・取消・取消の日から7日以内
	福岡県を含む2以上の都道府県	県選管を経て 総務大臣	2部	
	福岡県外			

オ 資金管理団体の諸届の提出方法

公職の候補者は、資金管理団体の諸届（指定・異動・取消）の事由が生じた日から7日以内に必要事項を記載して県選管に持参提出すること（内容不備の場合における訂正の便宜を図るため。）。なお、公職の候補者は、資金管理団体の届出に記載した事項が真正であることを誓う旨の文書（宣誓書）に必ず記入すること。

カ 資金管理団体の諸届の記載内容

各届出書は、それぞれの記載例により必要事項を記載すること。

- ① 資金管理団体指定届（P47掲載）
- ② 資金管理団体届出事項の異動届（P48掲載）

③ 資金管理団体指定取消届（P 49掲載）

(4) 資金管理団体指定の効果

資金管理団体の指定は、義務的なものではないが、公職の候補者は原則として金銭等による政治活動に関する寄附を受けてはならないものとし、法第19条において、公職の候補者は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として資金管理団体を指定することができることとされたことから指定をしておくことが望ましいといえる。

資金管理団体を指定した場合には、次のような効果がある。

ア 「特定寄附」について寄附の量的制限が適用されない

公職の候補者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部を資金管理団体に対してする寄附（当該寄附を「特定寄附」という。）は、寄附の量的制限（総量規制・個別規制とも）の規定が適用されない（法21条の3④・22条③）（寄附の量的制限についてはP 25以下参照。）。

この場合、公職の候補者は、当該寄附が特定寄附である旨を文書で資金管理団体の会計責任者に通知しなければならない（法19条の3①）。

なお、公職の候補者が政党から受けた寄附以外の収入（例えば、会社役員報酬、議員報酬等）の中から資金管理団体に寄附する場合は、寄附の量的制限の規定のうち個別規制は適用されないが、総量規制の規定は適用される。

また、公職の候補者が政党から受けた寄附又はそれ以外の収入を資金管理団体以外の政治団体に寄附する場合は、寄附の量的制限（総量規制・個別規制とも）の規定が適用される。

イ 選挙前一定期間の寄附の禁止の規定が資金管理団体には適用されない

公職の候補者は、選挙前一定期間（任期満了の場合は満了の前日90日に当たる日（同一の地方公共団体の議会の議員と長の任期満了日が90日以内にある場合に、任期満了による選挙を同時に行う旨の選挙管理委員会の告示がなされたときは、任期満了日90日前に当たる日またはその告示のなされた日のいずれか早い日）から当該選挙の期日までの間。それ以外は、選挙の事由が生じその旨を選挙管理委員会が告示した日又は衆議院の解散の日の翌日から選挙の期日までの間等。）、自己の後援団体に対して寄附することは禁止されているが、資金管理団体に対しては寄附することができる（公選法199条の5③）。

※ 企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が、資金管理団体に対して政治活動に関する寄附をすることは、禁止されている。

(5) 収支報告等に関する資金管理団体の特例

資金管理団体は、その性格上、一般の政治団体より公職の候補者との関係が深いことから、不動産の保有の禁止や、収支報告書における経常経費の内訳の報告の義務付け等、通常の政治団体よりも厳しい義務が課せられている。

ア 資金管理団体の不動産の保有・取得の禁止

資金管理団体が不動産（土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権）を取得、保有することは禁止される。

イ 収支報告書における経常経費の内訳の記載及び領収書等の添付

資金管理団体である期間中の支出については、経常経費（人件費を除く）についても政治活動費と同様に、1件5万円以上の支出に関する内訳を収支報告書に記載し、領収

書等の写しの提出をしなければならない。

7 国会議員関係政治団体に関する特例

(1) 国会議員関係政治団体の定義

政治家、特に国会議員（現職及び候補者等）に係る政治団体の政治資金の透明化をさらに図るため、平成19年12月の法改正により、政治団体のうち以下の要件を満たす団体を「国会議員関係政治団体」とし、会計処理や収支報告等について通常の政治団体以上の義務を課すこととなった。

ア 政党（政党の支部）以外の政治団体であって、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（以下「1号団体」という。）。

イ 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（以下「2号団体」という。）。

ウ 政党の支部であって、公職選挙法第12条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、上記アの1号団体とみなす（以下「みなし1号団体」という。）。

※ 上記イの2号団体は、その推薦し、又は支持する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者から、該当通知を受けることになっている。

(2) 国会議員関係政治団体に関する特例等

国会議員関係政治団体については、次のような義務等が課せられている。

ア 国会議員関係政治団体である（でなくなった）旨の届出の義務

イ すべての支出に係る1円以上の領収書等の保存の義務（P8参照）

ウ 1件1万円を超える支出（人件費以外）についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務（P13以下参照）

エ 会計帳簿・収支報告書、領収書等の政治資金監査人による監査の義務（P18参照）

オ 収支報告書等の提出期間の延長（P10以下参照）

カ 1万円以下の領収書等（少額領収書等）に係る開示の義務（P19以下参照）

キ 電子申請を利用した収支報告書等の提出への努力義務

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書等を提出するときは、電子申請により提出するよう努めるものとされている。

（電子申請については、P107以下及び福岡県ホームページ<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>を参照。）

(3) 国会議員関係政治団体の届出と特例の適用時期

国会議員関係政治団体であるか否かは、政治団体の設立時に届け出なければならない（P3参照）。設立後に「国会議員関係政治団体となった（でなくなった）」場合には、「届出事項の異動届」によって7日以内に届出をしなければならない。

なお、上記(1)イの2号団体については、公職の候補者から該当通知を受けなければ、国会議員関係政治団体であることを認識し得ないため、該当通知を受けた日から7日以内に届け出ることになっており、特例の適用も他の二者（上記(1)アウ）と異なりこの届

出をした日からとなっている。

(4) 国会議員関係政治団体に係る政治資金監査

ア 政治資金監査を受ける時期

国会議員関係政治団体（収支報告書に記載すべき収入・支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含む。）の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴しがたかった支出の明細書等及び振込明細書について、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない。

イ 政治資金監査の内容

政治資金監査は、次に掲げる事項について行われる。

- (ア) 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴しがたかった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。
- (イ) 会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
- (ウ) 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴しがたかった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
- (エ) 領収書等を徴しがたかった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

ウ 政治資金監査を行うことができない登録政治資金監査人

政治資金監査は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人でなければ行うことができない。

国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者、これらの者の配偶者、役職員又はその配偶者、2号団体にあつては、公職の候補者又はその配偶者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について政治資金監査を行うことができない。

エ 政治資金監査報告書の提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を行った登録政治資金監査人が作成した「政治資金監査報告書」を、収支報告書に併せて提出しなければならない。

(5) 登録政治資金監査人

ア 登録政治資金監査人となることができる者

弁護士、公認会計士又は税理士は、政治資金適正化委員会が備える登録政治資金監査人名簿に必要事項の登録を受けて「登録政治資金監査人」となることができる。

なお、懲戒処分によりその業務を停止されている者等については、登録政治資金監査人名簿への登録を受けることができない。

イ 登録政治資金監査人の登録手続等

① 登録の申請

登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書に弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適

正化委員会に提出しなければならない。

② 証票の交付

政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人名簿に登録したときは当該申請者に登録政治資金監査人証票を交付しなければならない。

③ 政治資金監査に関する研修

登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。

政治資金適正化委員会は、政治資金監査に関する研修を修了した者について、登録政治資金監査人名簿に当該研修を修了した旨を付記するとともに、当該研修を修了した者に対しその旨を証する書面を交付しなければならない。

(6) 少額領収書等の写しの開示制度

ア 開示請求をすることができる支出の範囲

何人も国会議員関係政治団体（当該団体であった団体を含む）について、収支報告書の要旨が公表された日から3年間、当該収支報告書を受理した総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費に限る）のうち、国会議員関係政治団体である期間に支出された1万円以下の支出に係る領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という）の、開示を請求することができる。

なお、国会議員関係政治団体でない期間に行った支出については、仮に領収書等が政治団体の会計責任者等において保存されていた場合であっても、この開示制度の対象にはならない。逆に、政治団体の会計責任者が当該支出に係る領収書等を保存しておくべき期間（収支報告書の要旨が公表されてから3年間）の間は、仮に国会議員関係政治団体でなくなったとしても、国会議員関係政治団体であった期間中の支出については、少額領収書等の写しの開示の対象となる。

イ 公開手続の流れ

① 開示の請求

少額領収書の開示請求をしようとする者は、書面（開示請求書）を、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出して請求しなければならない。

なお、開示請求書には、請求者の氏名・住所、対象となる国会議員関係政治団体の名称等のほか、少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び経費の項目を記載しなければならない。

② 団体への提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があった日から10日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。

③ 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、少額領収書等の写しの提出命令を受けたときは、当該命令があった日から原則20日以内に、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出しなければならない。

ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すれば足りる。

※ 20日の提出期間については、事務処理上の困難その他正当な理由もしくは特別な事情がある場合、書面により、相当の期間延長するよう求めることができる。

④ 少額領収書等の写しの開示

総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、提出のあった少額領収書等の写しについて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する不開示情報を除いて、これを開示しなければならない。

少額領収書等の全部又は一部を開示する決定及び請求者へのその旨の書面による通知は、写しの提出があった日から30日以内に行わなければならない。

※ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、開示を決定する期間を一定期間延長することができる。

⑤ 少額領収書等の写しの非開示

総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき、又は当該国会議員関係政治団体から命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があったときは、遅滞なく、少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない。

⑥ 命令に違反して少額領収書等を提出しない団体の公表

総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出命令に違反して、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、公表するものとする。

(7) 政治資金適正化委員会

政治資金適正化委員会は総務省に置かれ、国会の議決による指名に基づく5名の委員で構成され、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 収支報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること

イ 登録政治資金監査人の登録に関すること

ウ 登録政治資金監査人に係る研修を行うこと

エ 政治資金監査に関する具体的な指針を定めること

オ 登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと

カ 少額領収書等の写しの開示請求に関する、権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること

キ 上記に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき委員会に属させられた事務

8 政治資金パーティーの開催に関する規制

(1) 概要

政治資金パーティーは、開催が原則として政治団体によるものに限られるとともに、政

政治資金パーティーの収支の明確化、パーティー券の大口購入者の公開及び購入限度額の設定等の措置が講じられている。

政治資金パーティーとは ・ ・ 対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動(選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動)に関し支出することとされているものをいう。(法8条の2)

(2) 政治資金パーティーの告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。この書面に記載する告知のための文言は、**「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」**とする(法22条の8②)。

(3) 政治資金パーティーの政治団体による開催

政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければならない(法8条の2)。

(4) 政治資金パーティーを開催した場合の政治団体の会計等

ア 政治資金パーティーの収入の会計帳簿への記載

政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の会計帳簿に、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(団体である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載しなければならない。

また、収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものがある場合は、あつせんをした者の氏名、住所等、あつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及び当該政治団体に提供された年月日を記載しなければならない。

イ 収支報告書への記載事項

政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の収支報告書に、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額を記載しなければならない。

なお、当該パーティーが特定パーティーである場合には、対価の支払をした者の数も併せて記載しなければならない。(記載例P74)

特定パーティーとは ・ ・ 政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1千万円以上であるものをいう。(法12条①I)

ウ 20万円を超える対価の支払者

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払でその金額の合計額が20万円を超えるものについては、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(団体である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当

該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を収支報告書に記載しなければならない。

また、同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについても同様に記載するとともに、これを集めた期間及び当該政治団体に提供された年月日を記載しなければならない。

なお、何人も、一の政治資金パーティーにつき、150万円を超えて対価の支払をしてはならず、また、政治資金パーティーを開催する者も、同一の者から150万円を超えて対価の支払を受けることは、禁止されている。(法22条の8①③)

(5) 政治団体以外の者による特定パーティーの開催

政治団体以外の者でも、政治資金パーティーの開催は可能であるが、その者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになると見込まれる場合には、当該政治資金パーティーについては、その者が当該政治資金パーティーを開催しようとするときから政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)とみなされ、政治団体としての届出、会計帳簿の備付け及び記載、報告書の提出などを行わなければならない。

政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになった場合も同様である。

(6) 特定パーティー開催団体の届出

ア 届出先、提出部数及び提出期限

主たる事務所の所在地	開催場所	届出先	提出部数	届出期限
福岡県内	福岡県内	福岡県選挙管理委員会(県選管)	1部	・設立・特定パーティーの開催を決定した日(政治団体とみなされるようになった日)から7日以内 ・異動・異動の日か7日以内 ・解散・開催を中止した日から30日以内
	福岡県を含む2以上の都道府県	県選管を経て 総務大臣	2部	
	福岡県外			

イ 提出方法

設立届・異動届は、県選管まで郵送することなく持参提出しなければならない。

また、特定パーティーを中止したときは、解散届を提出しなければならないが、この場合も内容不備の場合の便宜を図るため持参提出すること。

なお、市区町村選挙管理委員会を経由して提出することはできない。

ウ 設立届(法18条の2、法6条)

(ア) 届出は、「政治団体設立届(P41)」の例により必要事項を記載すること。

(イ) 届出書には、次の文書を添付すること。

特定パーティーの名称、開催年月日及び開催場所、当該特定パーティーの対価に係る収入の予定金額、当該収入金額から当該特定パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名(団体である場合は、その名称)、当該特定パーティーの一人当たりの対価の金額等を記載した文書(開催計画書)並び

に告知書面（(2)政治資金パーティーの告知義務参照（P21））

(ウ) 特定パーティー開催団体は、設立届がされた後でなければ、特定パーティーの開催のために、いかなる名義をもってするを問わず、当該特定パーティーに係る対価の支払を受け、又は支出することができない。

エ 異動届（法18条の2、法7条）

(ア) 特定パーティー開催団体は、ウの設立届により届け出た事項に異動があったときは、その異動の日から7日以内に、異動に係る事項を「届出事項の異動届（P45）」により持参提出すること。

(イ) 開催計画書等添付書類（ウの(イ)）の内容に異動があったときは、(ア)の例により、異動後の当該書類を添付して持参提出すること。

オ 解散届（法18条の2、法17条）

特定パーティー開催団体がウにより届け出た特定パーティーの開催を中止したときは、当該特定パーティー開催団体の代表者及び会計責任者は、その日から30日以内に、「政治団体解散届（P46）」とともに中止の日現在での収入及び支出に関する事項を記載した収支報告書を提出しなければならない。

なお、開催された特定パーティーの収支報告書が提出されたときは、当該特定パーティー開催団体は政治団体でなくなったものとみなされるので、解散届を提出する必要はない。

(7) 特定パーティー開催団体の会計帳簿の備付け及び記載（法9条）

特定パーティー開催団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに開催する特定パーティーに係る収入・支出及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければならない。

(8) 特定パーティー開催団体の収支報告書の提出（法12条）

特定パーティー開催団体の代表者及び会計責任者は、開催した特定パーティーに係る収入及び支出を記載した収支報告書を当該特定パーティーの終了した日から3月以内に(6)アの区分に応じ県選管又は総務大臣に提出しなければならない。

9 寄附等の授受の制限

政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、平成7年1月1日から施行された改正法により、会社、労働組合、職員団体その他の団体のする政治活動に関する寄附の制限及び公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限の強化が図られた（図1参照（P24））。また、平成12年1月1日から、企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が、資金管理団体に対して政治活動に関する寄附をすることは、禁止された。

(1) 会社、労働組合、職員団体その他の団体がする寄附の制限（法21条）

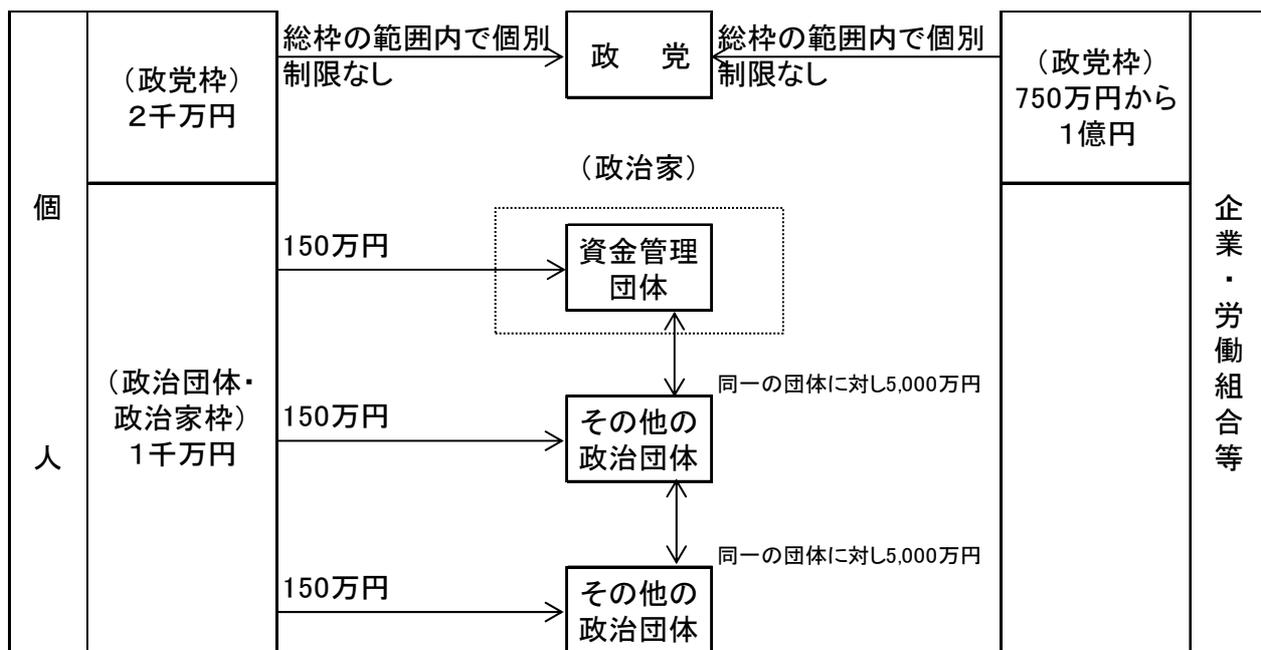
会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附（選挙運動に関する寄附を含む。）をしてはならない（法21条①・②）。規正法では、法人その他の団体が負担する党費及び会費も寄附とみなされるので注意を要する（法5条②）。

さらに、政党の支部で、1以上の市区町村の区域（政令指定都市にあっては、区の区域）又は選挙区（公選法12条において規定する選挙区）の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外の政治団体とみなされるので、会社、労働組合、

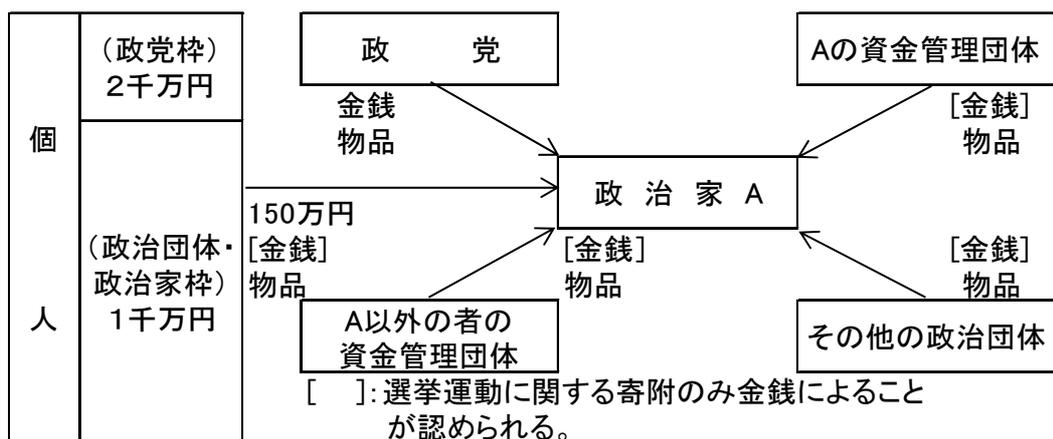
職員団体その他の団体は寄附をすることが禁止される（法21条④）。

また、何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない（法21条③）。

（図1） 政党・政治団体への政治資金の流れ



（図2） 政治家個人への政治資金の流れ



(2) 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限（法21条の2、図2参照）

政党を除く何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等に限るものとし、政治団体に対するものは除く。）をしてはならない。

つまり、公職の候補者個人に対して日常の政治活動に関し、金銭等による寄附をすることが禁止されるものであり、選挙運動に関し金銭等による寄附をも禁止するものではない。

ただし、会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄附（選挙運動に関する寄附を含む。）をすることが禁止されることから、公職の候補者個人に対する寄附は、選挙運動に関する寄附であっても禁止されることになるので注意を要する。

(3) 寄附の量的制限（巻頭の一覧表を参照）

寄附の量的制限には総量規制と個別規制があるが、この規制については、政治団体は本部・支部を通じて一つの政治団体として扱われること（法18条）、また、法人その他の団体の負担する党費又は会費は寄附とみなされること（法5条②）に注意を要する。

ア 総量規制（法21条の3）

総量規制については、政党・政治資金団体に対する寄附の限度額と、それらの政治団体以外の者に対する寄附の限度額が別個に定められており、それぞれの限度額の間で流用することは許されない。

政治活動に関する寄附は、年間（暦年）を通じて次に掲げる額を超えてはならない。

(ア) 個人のする寄附

- 政党・政治資金団体に対する寄附・・・2,000万円
- 上記以外の者に対する寄附・・・・・・1,000万円

(イ) 会社のする寄附

「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社（会社法第2条第1項第1号）をいう。

- 資本金額又は出資の金額（以下「資本金額等」という。）が100億円未満の会社

資本金額等	政党、政治資金団体に対する寄附
10億円未満	750万円
10億円以上50億円未満	1,500万円
50億円以上100億円未満	3,000万円

- 資本金額等が100億円以上400億円未満の会社

寄附 ・ 3,000万円＋（資本金額等が50億円増すごとに500万円）

- 資本金額等が400億円以上の会社

寄附 ・ 6,000万円＋（資本金額等が50億円増すごとに300万円）

ただし、最高限度額は1億円

(ウ) 労働組合又は職員団体のする寄附

「労働組合」とは、労働組合法第2条に規定するものをいい、「職員団体」とは、国家公務員法第108条の2又は地方公務員法第52条に規定するものをいう。

○組合員又は構成員の数(以下「組合員数等」という。)が15万人未満のもの

組 合 員 数 等	政党、政治資金団体に対する寄附
5万人未満	750万円
5万人以上10万人未満	1,500万円
10万人以上15万人未満	3,000万円

○組合員数等が15万人以上45万人未満のもの

寄附 ・ 3,000万円＋(組合員数等が5万人増すごとに500万円)

○組合員数等が45万人以上のもの

寄附 ・ 6,000万円＋(組合員数等が5万人増すごとに300万円)

ただし、最高限度額は1億円

(エ) (イ)・(ウ)以外の団体

○前年における年間の経費の額(以下「経費」という。)が8,000万円未満の団体

経 費	政党、政治資金団体に対する寄附
2,000万円未満	750万円
2,000万円以上6,000万円未満	1,500万円
6,000万円以上8,000万円未満	3,000万円

○経費が8,000万円以上2億円未満の団体

寄附 ・ 3,000万円＋(経費が2,000万円増すごとに500万円)

○経費が2億円以上の団体

寄附 ・ 6,000万円＋(経費が2,000万円増すごとに300万円)

ただし、最高限度額は1億円

(注) 1 資本金額等、組合員数等とは、当該年の初日における金額又は人数をいい、年の中途において設立、結成された場合は、その設立・結成時の金額又は人数をいう。(令8条①Ⅰ、Ⅱ)

2 経費とは、前年において当該団体が支出した金銭の総額から借入金償還金の額及び資本的支出として総務省令で定める支出(土地の購入費並びに建物の購入費及び建設費に係る支出)の金額を除いた額をいい、年の中途において組織された団体はその年においてする寄附については、当該団体の前年における年間の経費の額が2,000万円未満であるものとみなす。

イ 個別規制(法22条)

(ア) 同一の政治団体間の寄附(法22条①)

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、年間を通じて5,000万円を超えることができない。

(イ) 個人のする寄附(法22条②)

政党・政治資金団体以外の同一の政治団体及び公職の候補者に対する寄附は、年間を通じて150万円を超えることができない。

ウ 適用除外(法21条の3④・22条③)

総量規制・個別規制ともに、個人が遺贈によってする寄附については適用されない。
また、公職の候補者がする寄附で、当該候補者の資金管理団体に対してする特定寄附については、総量規制・個別規制ともに適用されず、特定寄附以外の寄附については、個別規制が適用されないことになる。

エ 違法な寄附の受領禁止（法22条の2）

何人も、会社等の寄附の制限、公職の候補者の寄附の制限、総量規制及び個別規制、並びに、同一の政治団体間の寄附の制限に違反してされる寄附を受けてはならない。

(4) 寄附の質的制限

ア 特定会社等の寄附の禁止（法22条の3）

(ア) 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付決定を受けた会社その他の法人は、交付決定の通知を受けた日から1年間（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、その取消通知を受けた日まで）、政治活動に関する寄附をしてはならない。

国から資本金、基本金その他これに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

ただし、これらの法人であっても、地方公共団体の議会議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者の資金管理団体、政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、質的制限では禁止されていないが、会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党、政治資金団体以外の者に対して寄附をすることができないことに注意を要する（法21条①）。

(イ) 地方公共団体と前記(ア)と同様の関係にある会社その他の法人は、当該地方公共団体の議会議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者の資金管理団体、政治団体に対して政治活動に関する寄附をしてはならない。

(ウ) 何人も、前記(ア)及び(イ)の制限を受ける者であることを知りながら、その者に対して政治活動に関する寄附を勧誘・要求することを禁止されるとともに、前記(ア)及び(イ)に違反してされる寄附と知りながら、これを受けてはならない。

イ 赤字会社の寄附の禁止（法22条の4）

三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならず、また何人もそれに違反してされる寄附と知りながら、これを受けてはならない。

ウ 外国人等からの寄附の受領禁止（法22条の5）

何人も、外国人、外国法人又は主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から政治活動に関する寄附を受けてはならない。

ただし、その主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された者であって、合併により消滅した会社又は株式移転をした会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間と通じて5年以上継続して上場されているものを含む）からの寄附は受けることができる。

なお、当該寄附を受けるときは、寄附をするものから、「法第22条の5第1項本文に規

定するものであって同項ただし書に規定するものである」旨の通知を受けることになっている。

エ 匿名等の寄附の禁止（法22条の6）

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附をすることは禁止されるとともに、これを受けてはならない。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が千円以下のものは許される。

なお、上記に違反する寄附に係る金銭又は物品の提供があったときは、当該金銭又は物品の所有権は国庫に帰属するものとし、その保管者は速やかに国庫への納付手続をとらなければならない。

オ 政治資金団体に対する口座振込・振替によらない寄附の禁止（法22条の6の2）

何人も、政治資金団体の預金又は貯金の口座への振込又は振替によることなく、政治資金団体に対して寄附をすることは禁止されるとともに、これを受けてはならない。

ただし、その金額が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付（地上権の設定を含む。）による寄附については許される。

なお、上記に違反する寄附に係る金銭若しくは物品の提供があったとき、又は、これらの寄附を受けたときは、これらの金銭又は物品の所有権は国庫に帰属するものとし、その保管者又は当該寄附を受けたものは速やかに国庫への納付手続をとらなければならない。

(5) 寄附のあっせんの規制（法22条の7）

ア 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはならない。

イ 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

(6) 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限（法22条の8）

ア 政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならず、何人も、150万円を超えて対価の支払をしてはならない。

イ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。この書面に記載すべき告知のための文言は、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」とする。

ウ 匿名等の寄附の禁止（前記(4)エ）及び寄附のあっせんの規制（前記(5)）の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について適用される。

(7) 政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限（法22条の9）

ア 国及び地方公共団体の一般職に属する公務員等は、その地位を利用して、政治活動に

関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に
関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政
治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関
与してはならない。

イ 何人も、アの国又は地方公共団体の公務員に対し、アにより当該公務員がしてはなら
ない行為をすることを求めてはならない。

(8) 公職選挙法による制限

ア 国又は地方公共団体と特別の関係がある者の寄附の禁止（公選法199条・200条）

(ア) 国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、衆議院議員及び参議院
議員の選挙に関し、寄附をしてはならない。地方公共団体と同様の関係にある者は、
当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、寄附をしてはならない。

(イ) 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受
けている金融機関等に対し、その融資について、国から利子補給金の交付の決定
（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）があったときは、交付決定通知を受
けた日から、交付の日から起算して1年を経過した日までの間（交付決定の全部の
取消しがあったときは、当該取消しの通知を受けた日までの間）、当該会社その他の
法人は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、寄附をしてはならない。

地方公共団体から利子補給金の交付の決定があったときは、上記期間、当該地方公
共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、寄附をしてはならない。

(ウ) 何人も、(ア)・(イ)のように国又は地方公共団体と特別の関係にある者に対し、選挙
に関して寄附を勧誘し又は要求してはならない。

イ 候補者等の寄附の禁止（公選法199条の2）

(ア) 公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者
を含む。）以下同じ。）は、当該選挙区内（選挙区がないときは選挙の行われる区域。
以下同じ。）にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはなら
ない。この場合、その寄附が選挙に関するのと否とを問わず、また時期のいかなを問わ
ず禁止されているので注意を要する。

「当該選挙区内にある者」とは、当該区域内に住所又は居所を有する者だけでなく、
一時的な滞在者も含み、かつ自然人、法人だけでなく人格のない社団も含むと解され
ている。

寄附には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他
これらに類するものを含むものであることに注意を要する。

(イ) 次に掲げる場合は、例外として禁止されない。

a 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合。

ただし、その政党その他の政治団体又はその支部が、その候補者等の後援団体で
ある場合は、一定期間寄附することが禁止される。

b 候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする場
合。

c 候補者が、専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治
教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合（食事につ

いての実費補償は除く。)。ただし、選挙区外で行われるもの及び任期満了前90日に当たる日(同一の地方公共団体の議会の議員と長の任期満了日が90日以内にある場合に、任期満了による選挙を同時に行う旨の選挙管理委員会の告示がなされたときは、任期満了日90日前に当たる日またはその告示のなされた日のいずれか早い日。任期満了による選挙以外の場合は、選挙管理委員会が当該選挙を行うべき事由が生じた旨を告示した日及び衆議院の解散の日の翌日。)から選挙の期日までの間に行われるものは除かれる。

また、「必要やむを得ない実費の補償」とは、参加者が集会に参加するために最小限度必要である旅費、宿泊費等をいうものであり、食事代は含まれず、その金額も社会通念上やむを得ないと認められる最小限度のものであること。

(ウ) 次のような場合は、罰則をもって禁止される。

候補者等が、「結婚披露宴や葬式に自ら出席し、その場においてする祝儀及び香典」以外の通常の寄附については、罰則の対象となる。

例えば、候補者等の配偶者が、葬式に代理出席して候補者等の香典を渡すことは、罰則の対象となる。また、葬式に花輪を贈ることも罰則の対象となる。(香典は金銭に限る。)

さらに、候補者等は、選挙区内の祭や運動会に、金銭や酒等を寄附することはできないし、名前や写真入りのうちわやカレンダーなどを選挙区内にある者に対して贈ることもできない。候補者等は自宅に来る支援者に、食事を出してもてなすこともできない。

ウ 候補者等に対する寄附の要求の禁止(公選法199条の2③)

何人も、候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し又は要求してはならない。

したがって、祭や運動会等で、議員等に金品の寄附を要求することは、選挙時であると否とを問わず禁止される。

エ 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止(公選法199条の3)

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はその氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合は除かれる。

この場合も候補者がする寄附と同じく、選挙に関すると否とを問わず、いかなる時期であっても禁止されることに注意をすること。

オ 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止(公選法199条の4)

公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることが禁止される。これは前記イで述べた候補者等の寄附の禁止の脱法行為を禁止するものである。「氏名が表示されている会社その他の法人又は団体」とは、例えば、甲野一郎が公職の候補者等である場合の「㈱甲野一郎商会」のごときものをいい、「その氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体」というのは、例えば、候補者等に甲野一郎という者がお

り、その関係団体に「甲一会」という名称の団体があるならば、その団体はこれに当たると解されている。

ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等に対して寄附する場合は除かれる。

カ 後援団体に関する寄附等の禁止（公選法199条の5）

(ア) 後援団体（政党その他の団体又はその支部で特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はその者の推薦・支持がその政治活動のうち主たるものであるものをいう。）は、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体・当該候補者等に寄附をする場合及び後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関し、寄附をする場合（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの及び一定期間内の寄附を除く。）は、この限りでない。

<後援団体ができる寄附の可否>

寄 附 の 種 類	期間外	期間内
政治団体・後援する候補者等への寄附	○	○
設立目的内の寄附	○	×
設立目的外の寄附	×	×
花輪等の寄附	×	×

*期間内とは

- 1 任期満了の選挙にあつては、任期満了の日前90日に当たる日（同一の地方公共団体議会の議会の議員と長の任期満了日が90日以内にある場合に、任期満了による選挙を同時に行う旨の選挙管理委員会の告示がなされたときは、任期満了日90日前に当たる日またはその告示のなされた日のいずれか早い日）から選挙の期日までの期間。
- 2 その他の選挙にあつては、当該選挙管理委員会が選挙事由発生の告示をした日又は衆議院の解散の日の翌日から選挙の期日までの期間。

例えば、選挙前の一定期間外において後援団体の見学旅行会で会員に対して通常用いられる程度の食事を提供することは、設立目的により行う行事又は事業に関してされるものと認められる限り差し支えない。しかし、選挙前の一定期間内においては、後援団体が、総会に出席した会員に通常用いられる程度の食事を提供することも、罰則をもって禁止される。

(イ) 公職の候補者等は選挙前の一定期間内自分の後援団体に対し寄附をすることが禁止される。これは公職の候補者等が自分を支持してくれる後援団体に対して寄附をすることにより、後援団体の名を借りて選挙人の買収・供応が行われることを規制しようとするもので、寄附の名目いかに問わず禁止されている。

ただし、公職の候補者等が自分の資金管理団体（法19条）に上記の期間中寄附をすることは禁止されていない。

10 会社等のする寄附の限度額一覧表

会社のする寄附の限度額 (資本又は出資の金額)	労働組合又は職員団体のする寄附の限度額 (組合員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員団体以外の団体のする寄附の限度額 (前年における年間の経費の額)	政党・政治資金団体 に対する寄附 (万円)
10億円未満	5万人未満	2千万円 未満	750
10億円以上～50億円未満	5万人以上～10万人未満	2千万円 以上～6千万円 未満	1,500
50億円～100億円	10万人～15万人	6千万円～8千万円	3,000
100億円～150億円	15万人～20万人	8千万円～1億円	3,500
150億円～200億円	20万人～25万人	1億円～1億2千万円	4,000
200億円～250億円	25万人～30万人	1億2千万円～1億4千万円	4,500
250億円～300億円	30万人～35万人	1億4千万円～1億6千万円	5,000
300億円～350億円	35万人～40万人	1億6千万円～1億8千万円	5,500
350億円～400億円	40万人～45万人	1億8千万円～2億円	6,000
400億円～450億円	45万人～50万人	2億円～2億2千万円	6,300
450億円～500億円	50万人～55万人	2億2千万円～2億4千万円	6,600
500億円～550億円	55万人～60万人	2億4千万円～2億6千万円	6,900
550億円～600億円	60万人～65万人	2億6千万円～2億8千万円	7,200
600億円～650億円	65万人～70万人	2億8千万円～3億円	7,500
650億円～700億円	70万人～75万人	3億円～3億2千万円	7,800
700億円～750億円	75万人～80万人	3億2千万円～3億4千万円	8,100
750億円～800億円	80万人～85万人	3億4千万円～3億6千万円	8,400
800億円～850億円	85万人～90万人	3億6千万円～3億8千万円	8,700
850億円～900億円	90万人～95万人	3億8千万円～4億円	9,000
900億円～950億円	95万人～100万人	4億円～4億2千万円	9,300
950億円～1,000億円	100万人～105万人	4億2千万円～4億4千万円	9,600
1,000億円～1,050億円	105万人～110万人	4億4千万円～4億6千万円	9,900
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

11 政治資金と税金との関係

政党をはじめとする政治団体や政治家は、広く国民、企業、労働組合、政治団体等から政治献金を受け、またみずから機関紙等の発行やパーティー事業等を実施し、これらの収入によって各種の政治活動を展開している。ここでは、これらの収入に対する課税関係及び政治献金に対する税制上の措置について述べる。

(1) 政治団体に対する課税関係

ア 寄附収入に対する課税

大多数の政治団体は法人格を有しておらず、法律上人格なき社団として取り扱われている。政治団体が政治献金を受けた場合、すなわち政治団体の寄附収入については、法人税では、人格なき社団は法人とみなして法人税法を適用することとされているが（法人税法第3条）、法人税法では、人格なき社団については、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課さないこととされており（法人税法第7条、法人格付与法第13条第1項）、したがって政治団体の寄附収入については法人税は課税されない。次に贈与税についてみれば、相続税法では、人格なき社団は個人とみなして相続税法を適用するとされており（相続税法第66条）、寄附収入については贈与税の対象となるが、相続税法第21条の3第1項第3号によって、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものについては非課税措置がとられており、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとして非課税とされている。

以上により、政治団体が受けた政治活動に関する寄附については、原則として非課税とされている。

イ 事業収入に対する課税

政治団体が各種の事業を行い、収入を得る場合の課税関係については、法人税法により収益事業による所得にのみ、法人税が課税されることとされている（法人税法第7条、法人格付与法第13条第1項）。収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいうとされており（法人税法第2条第13号）、政治団体が通常行うパーティー事業は、ここでいう収益事業に該当しないものと解されている。政治団体が通常行っている各種事業のなかで、収益事業に該当する可能性があるものとしては、出版業（法人税法施行令第5条第1項第12号）が考えられるが、これについては、「特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報をもつばらその会員に配布するために行うものを除く」とされており、政党、政治団体が行っている出版事業（機関紙等発行事業）については、これに該当するものとして課税対象外とされている。

したがって、政治団体が行っている各種事業による収入については、原則として非課税扱いとされている。

ウ 政治団体の非課税の考え方

政治団体は、その収入のほとんどを寄附収入と事業収入に依存しており、政治団体のこれらの収入については非課税措置が適用されているが、これは、政治団体が政治活動を行うことを目的として設立され、議会制民主主義の下で政治活動の中心的担い手とし

て、その得た収入を政治活動に費消することを前提としたものである。したがって、これに反し、その得た収入を政治活動以外のために費消するような場合については、当然に課税の対象となるし、また、政治団体が得た収入をその構成員で分配するなどした場合については、その受取者において課税されることとなる。

(2) 政治家個人に対する課税関係

政治家個人は、政治家として政治活動を行うとともに、また一市民としての生活を送っており、政治家としてのいわば公的側面と一市民としての私的側面の二面性を有している。そして、その生活の二つの局面にそれぞれ金銭を必要とするが、通常多くの政治家においては、市民としての私的な生活に要する経費、すなわち家計については、歳費、報酬等の給与所得や事業所得等でまかなわれ、政治活動に要する経費については、政党からの各種活動費等によって、また政治活動のうち選挙運動に関するものは、政党、資金管理団体等の政治団体及び個人からの寄附によってまかなわれるが、政治活動に係る収入及び支出についての課税関係は次のとおりである。

ア 基本的な考え方

政治活動に関して受けた政治資金については雑所得となり、他の所得と通算して課税されるが、政治資金に係る雑所得の計算では、政治資金に係る収入から政治活動に関して支出された経費、すなわち政治活動のための費用を控除し、残余がある場合に、それが雑所得として課税の対象となる。ただし、雑所得に係る赤字は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができないこととなっているので、政治資金に係る雑所得の計算上赤字（政治活動に要した費用の方が政治資金として受けた収入より多い場合）が生じても他の所得からその分を差し引くことはできない。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、公選法第189条の規定に基づき県選管又は市町村選管への報告がなされているものは、非課税扱いとなる（相続税法第21条の3第1項第6号）。

イ 政治資金に係る収入

雑所得の収入金額となる政治資金に係る収入としては、政党から受けた組織活動費、遊説費、調査費等の資金である。

(注) 貸付を受けた資金は、ここにいう政治資金に係る収入には含まれないが、貸付金であるか政治資金に係る収入であるかは、税務署が実質に従って判断する。

ウ 政治活動のための費用

雑所得の計算上、控除される政治活動のための費用としては、次のようなものがある。

- (ア) 専ら政治活動のために使用した秘書、事務所職員（臨時職員を含む。）の給与、手当等（秘書の給与で国から支給されるものを除く。）
- (イ) 専ら政治活動のために使用した事務所の賃借料その他事務所の経費（備品費等）
- (ウ) 専ら政治活動のために使用した通信費、旅費
- (エ) 国会報告、政見発表などのための費用
- (オ) 専ら政治活動のために支出した委託調査費、図書費、会議費
- (カ) 政党の政治活動の費用をまかなうために経常的に負担する本部費、支部費
- (キ) 政治活動に関する交際費、寄附金（寄附金の控除の対象としたものを除く。）

(注) 私的消費に属する交際費や接待費は除かれる。したがって、これらのものを政

治資金に係る収入から支払った場合であっても、費用として控除できないから、その部分については政治資金に係る雑所得となり課税対象となる。

政治活動のために支出した費用には、当該政治家が議員である場合には、国や地方公共団体から受ける文書通信交通費及び歳費中の給与所得控除額から支出される部分もあるため、政治活動のために支出した費用からこれらのものから支出された部分を控除したものが、ここでいう政治活動のための費用として控除される額となる。

(3) 法人の政治献金に係る税制上の措置

法人が政党及び政治資金団体に対し、その政治活動に関し寄附を行った場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となる（法人税法第37条）。したがって、法人が行う政治献金については、税制上、特段の優遇措置はとられていない。

法人の寄附金の損金算入限度額は、次の算式による。

$[資本金等の金額 \times 事業年度の月数 / 12 \times 2.5 / 1000 + 所得の金額 \times 2.5 / 100] \times 1/4$

(4) 個人の政治献金に係る課税上の優遇措置（法32条の2、租税特別措置法41条の18）

政治献金は、個人献金と党費により賄われることが本来の姿であるので、その実現のための誘導措置として、個人献金のうち一定の要件に該当するものを所得税法上の特定寄附金とみなし、課税上の優遇措置をしようとするものである。

ア 優遇措置が適用される要件

(ア) 課税上の優遇措置は個人の政治活動に関する寄附について適用される。

(イ) 個人が次に掲げる者に対してする寄附が対象となる。

a 政党、政治資金団体

b 政治上の主義・施策の推進・支持・反対を本来の目的とする政治団体で、国会議員が主宰し又は主要な構成員であるもの（政治団体設立届出時に当該国会議員の氏名を記載した書面を提出しておくことが必要）。

c 国会議員、県議会議員、県知事、北九州市・福岡市の議会議員及び長の職にある者、それら職の候補者又は候補者となろうとする者の推薦、支持を本来の目的とする政治団体（被推薦書（国会議員関係政治団体については該当通知）を提出しておくことが必要）。

d 国会議員、県議会議員、県知事、北九州市・福岡市の議会議員及び長の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する寄附。

なお、cのうち現職でない者に係る後援団体にあつては、立候補した年とその前年中にされた寄附に限られる。また、候補者になろうとする者が何らかの事情で立候補しなかった場合には対象とならない。

(ウ) 個人から公職の候補者等又は政治団体に対する寄附の明細の報告が公選法189条の選挙運動費用収支報告書又は法12条の収支報告書により報告されていなければならない。

(エ) 上記の要件に該当するものであっても規正法の規定に違反するもの及び寄附者に特別の利益が及ぶと認められたものは対象とならない。どのようなケースがこれに該

当するかは、個々具体の事例について税務署が判断することとなる。

一例として、議員が自己の資金管理団体又は後援会に寄附する場合や議員がお互いに相手方の資金管理団体又は後援会に寄附をし合う場合は、課税上の優遇措置の適用がない。

イ 優遇措置の内容（詳細はお近くの税務署にお尋ねください。）

政党及び政治資金団体に対する寄附（上記イ a）については、所得控除と税額控除の選択制であり、その他の課税上の優遇措置の適用がある寄附（上記イ b～d）については、所得控除が適用される。

（ア）所得控除の計算

その年中にした特定寄附金の額の合計額（イの税額控除の適用を受ける寄附金を除く。また、その人の総所得、退職所得及び山林所得の合計額の40%を限度とする。）から2千円を差し引いた金額が所得から控除される。

また、政治活動に関する寄附以外の特定寄附金がある場合には、それを含めた額について40%の限度額が適用される。

（イ）税額控除の計算

その年中にした政党又は政治資金団体に対する寄附の合計額（アの所得控除の適用を受ける特定寄附金がある場合で、税額控除を受けようとする寄附金の額に当該特定寄附金の額を加算した合計額が、その人の総所得、退職所得及び山林所得の合計額の40%を超えるときは、当該40%の額から当該特定寄附金の額を控除した残額）から2千円を差し引いた金額の30%に相当する金額がその年分の所得税の額から控除される。

ただし、控除する金額が、その年分の所得税の額の25%を超えるときは、控除する金額は所得税の25%が限度となる。

ウ 優遇措置（寄附金控除）の手続き

（ア）寄附者が寄附金控除を受けるためには、確定申告しなければならない。

その際、選管が確認印を押印した「寄附金（税額）控除のための書類（P90掲載）」を提出する必要がある。

a 確定申告と同時に「寄附金（税額）控除のための書類」を提出する場合

→ 一般的な方法。

b いったん確定申告し、後から当該書類を提出する場合

→ 寄附金控除を受ける旨の確定申告をしておけば、当該書類の提出が後になってもよい。

c 税額控除の場合は、税額控除を受ける金額の計算に関する明細書、当該金額の計算の基礎となる寄附金額その他の事項を証する書類を添付する必要がある。

d 現職でない者に係る後援団体に対する寄附のうち、立候補の前年分についての特例。

（a）更正請求による場合

→ 要件を充たした時点で当該書類の交付を受け、それを添えて「更正請求」をする。「更正請求」のできる期限は確定申告の期限から1年間に限られる。

（b）期限後の確定申告による場合

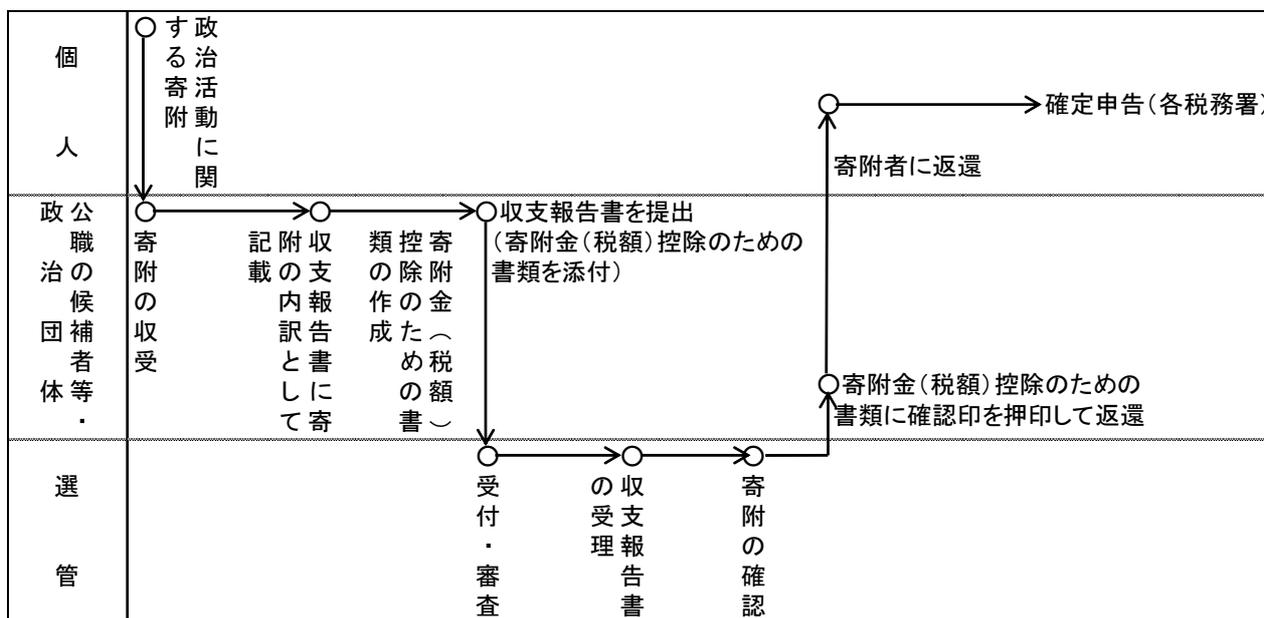
→ （a）と同様に当該書類の交付を受け、それを添えて確定申告する。期限は

確定申告の期限から5年間である。

- (イ) 「寄附金（税額）控除のための書類」は、当該書類に記載されている寄附が政治資金収支報告書に記載されているものであることを、選管が確認したことを示す書類であるから、政治資金収支報告書の受付前に、当該書類に選管の確認印を押印することはできない。したがって、「寄附金（税額）控除のための書類」を作成し（用紙はP106の様式をコピーして使用すること。）、それに選管の確認印を受けようとする場合は、政治資金収支報告書と一緒に提出が必要である。

なお、確定申告の期限は3月15日であるから、その期限に間に合うよう収支報告書及び寄附金（税額）控除のための書類の選管への提出は、なるべく早くすること。

（寄附金控除に係る事務処理の流れ）



12 政治活動用文書図画の規制（公選法143条16項・17項・18項・19項）

- (1) ㊶公職の候補者等の政治活動のために使用される文書図画で、当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの、㊷後援団体の政治活動のために使用される文書図画で当該後援団体の名称を表示するものは、原則として掲示を禁止される。

ただし、以下の①～④は掲示することができる。

- ① 立札及び看板の類で、公職の候補者等又は後援団体の政治活動用事務所に掲示するもの（規格150cm×40cm以内、ただし、この規格には、下の足の部分等も含まれる。）

ア 掲示枚数の制限及び証票交付申請の方法

- (ア) 公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係るすべての後援団体を通じて、次の表に掲げる枚数を掲示することができる。

また、1事務所当り2枚まで掲示ことができ、1枚の立札・看板の類の両面を使用したものは2枚と数える。

- (イ) 立札・看板の類には、当該選挙を管理する選管が交付する証票を貼付して掲示することとなるが、次表の区分に応じて当該選管に備え付けてある証票交付申請書により交付申請すること。

- (ウ) 後援団体が証票を交付申請するときは、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意書を添付しなければならない。この場合、公職の候補者等は当該公職の候補者等に係るすべての後援団体を通じて、次表の立札・看板の類の制限枚数を超えないよう注意しなければならない。

イ その他

- (ア) 自動車等に取り付けて掲示することはできない。

- (イ) 中に電灯を入れたあんどん形式のものは、立札・看板の類とは認められない。

- (ウ) 本条の立札・看板の類は、選挙期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができる。

選挙の種類	証票の枚数		証票交付申請先
	公職の候補者等	後援団体	
衆議院議員（比例代表）	46枚（ただし、1の衆院小選挙区内には10枚）	69枚（ただし、1の衆院小選挙区内には15枚）	中央選挙管理会
参議院議員（比例代表）	100枚（ただし、県内には20枚）	150枚（ただし、県内には30枚）	
衆議院議員（小選挙区）	10枚	15枚	県選管
参議院議員（選挙区）	20枚	30枚	
県知事	20枚	30枚	
県議会議員	6枚	6枚	
指定都市市長	10枚	10枚	当該市選管
指定都市市議会議員	6枚	6枚	
市長・市議会議員	6枚	6枚	
町村長・町村議会議員	4枚	4枚	当該町村選管

- ② ポスター（ベニア板・段ボール等で裏打ちされていないもの）

当該ポスターについては、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければ、掲示することができない。

ただし、掲示することが許されるポスターであっても、選挙前一定期間は掲示が禁止される。

禁止される選挙前一定期間とは、次のとおりである。

公職の種類	選挙の事由	禁止される期間
衆議院議員	任期満了による総選挙	任期満了の日の6月前の日から選挙の期日までの間
	解散による総選挙	解散の日の翌日から選挙の期日までの間
	再選挙・補欠選挙	①再選挙（参議院議員通常選挙の期日等を行う場合を除く）又は補欠選挙（参議院議員通常選挙の期日等を行う場合）について、当該選挙を行うべき事由が生じた旨を選管が告示した日の翌日から選挙の期日までの間 ②統一対象再選挙又は補欠選挙（参議院議員通常選挙の期日等を行う場合を除く。）について、当該選挙を行うべき事由が生じた旨を選管が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の6月前の日のいずれか遅い日から選挙の期日までの間
参議院議員	任期満了による通常選挙	任期満了の日の6月前の日から選挙の期日までの間
	再選挙・補欠選挙	衆議院議員の場合と同様
地方公共団体の議会の議員	任期満了による一般選挙	任期満了の日の6月前の日から選挙の期日までの間
	再選挙・補欠選挙	当該選挙を行うべき事由が生じた旨を選管が告示した日の翌日から選挙の期日までの間
地方公共団体の長	任期満了による選挙	任期満了の日の6月前の日から選挙の期日までの間
	退職又は死亡による選挙・再選挙	当該選挙を行うべき事由が生じた旨を選管が告示した日の翌日から選挙の期日までの間

また、公職の候補者等又は後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスターは掲示できない。

- ③ 政治活動のための演説会等の開催中その会場において使用されるもの。
 - ④ 選挙運動期間中、確認団体（政党等）に特に掲示を認められたもの（公選法14章の3関係）。
- (2) 本条の規定に違反する文書図画を掲示した場合には、県選管又は市町村選管は警察署長に通報の上、撤去命令をすることができる（公選法147条）。

13 諸届様式記載例

各種の諸届、収支報告書等の記載にあたっては、この記載例を参考に、記入の漏れ、誤りがないようにしてください。

- 設立届
- 規約
- 被推薦書
- 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
- 届出事項の異動届
- 政治団体解散届
- 資金管理団体指定届
- 資金管理団体届出事項の異動届
- 資金管理団体指定取消届
- 会計帳簿記載例
- 会計帳簿記載要領
- 収支報告書記載例
- 寄附金（税額）控除のための書類

団体コード (備考3)	0000	0	県 ・ 総	長 ・ 議	現 ・ 候	資有 ・ 資無	非後援	<input type="checkbox"/> 入力
----------------	------	---	-------------	-------------	-------------	---------------	-----	-----------------------------

政治団体設立届

(届出年月日) 平成 〇〇年 1月 5日

総務大臣
殿
福岡県選挙管理委員会

政治団体の名称 **甲野いちろう後援会**

事務所の所在地 **〇〇市〇〇1丁目7番11号 〇〇方**

代表者の氏名 **甲野 一郎**



政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

※規約の実施年月日と一致すること

団体名称	(ふりがな)		政治団体の区分	
	このいちろうこうえんかい		<input type="checkbox"/> 政党の支部 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 <input type="checkbox"/> ()	
目的	別紙のとおり	組織年月日	平成 〇〇年 1月 4日	
	〒 839 - 0861			
主たる事務所の所在地	福岡県 〇〇市〇〇1丁目7番11号 〇〇方			
主たる活動区域	〇〇市			
	(ふりがな) 氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	(このいちろう) 甲野 一郎	〒 839 - 0843 〇〇市〇〇2丁目13番4号 △△マンション101号室 電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 大 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平 30年 〇〇年 2月4日 1月4日	平成
会計責任者	(おつのじろう) 乙野 二郎	〒 819 - 1301 〇〇郡△△町大字□□567番地 電話 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 大 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平 30年 〇〇年 3月5日 1月4日	平成
会計責任者の職務代行者	(へいのさぶろう) 丙野 三郎	〒 819 - 0015 〇〇市△△区〇〇2丁目7番地23号 電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 昭 <input checked="" type="checkbox"/> 平 元年 〇〇年 5月6日 1月4日	平成
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類		
	()			

規 約

第1条（名称・所在地）

本会は、**甲野いちろう後援会** と称し、主たる事務所を **〇〇市** におく。

第2条（目的）

本会は、**甲野一郎** 氏を後援することにより **〇〇市政** の発展と住民福祉の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	名
幹 事	名
会計責任者	1名
監 事	名

※注

規約の様式は必ずしもこれによる必要はないが、次の事項は必ず定めておくこと。

- ①団体の名称及び所在地
- ②目的（後援会の場合は被後援者の氏名を明記すること。非後援団体の場合は、政治目的であることがはっきり分かる内容であること。）
- ③会計年度
- ④規約の実施年月日

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額 **2,000** 円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

この日付が、設立届の「組織年月日」欄等の日付になる。

附 則

本規約は、平成 **〇〇** 年 **1** 月 **4** 日より実施する。

被 推 薦 書

平成〇〇年 1月 5日

政治団体の名称 福岡たろう後援会

代表者の氏名 乙野 二郎 殿

※注

知事、県議、指定都市の議会議員、指定都市の市長の候補者等の後援団体は、この書類を設立届（又は異動届）に添付すること。

なお、この書類の添付がない場合は、課税上の優遇措置の適用が「無」の団体となる。

公職の種類 福岡市議会議員 (現職)・候補者等)

氏 名 福岡 太郎 印

住 所 福岡市〇〇区〇〇1丁目〇番〇号

私は、平成〇〇年 1月 4日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

(備 考)

- 1 この様式は都道府県知事、都道府県議会議員、指定都市の議会の議員若しくは指定都市の市長の職にある者又はその候補者となろうとする者（候補者を含む。）を推薦し、支持することを本来の目的とする政治団体が課税上の優遇措置を受けようとする場合に、当該推薦され、支持される者が、その政治団体により推薦され、支持されることを承諾する旨の書面である。
なお、候補者又は候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体の課税上の優遇措置の適用については、その者（被推薦者）が立候補の届出をした日の属する年及びその前年中にされた寄附に限られること。
- 2 「公職の種類」は、都道府県の議会の議員若しくは知事又は政令指定都市の議会の議員若しくは政令指定都市の市長の区分により記載し、その職にある者にあつては「現職」に、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「候補者等」に○を付すこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」を記載する箇所の下余白に異動年月日を記載すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

平成〇〇年 1月 5日

政治団体の名称 政治太郎後援会

代表者の氏名 丙野 三郎 殿

※注

国会議員の候補者等の後援団体は、この書類を設立届（又は異動届）に添付し、国会議員関係政治団体（2号）である旨届出をすること。なお、届出がない場合は、課税上の優遇措置の適用が「無」の団体となる。

公職の種類 衆議院議員 （現職・候補者等）

氏 名 政治 太郎 印

住 所 福岡市〇〇区〇〇3丁目〇番〇号

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に平成〇〇年 1月 4日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備 考)

- この様式は衆議院議員又は参議院議員の職にある者又はその候補者となろうとする者（候補者を含む。）を推薦し、支持することを本来の目的とする政治団体に対して、当該推薦され、支持される者が、国会議員関係政治団体に該当する旨を通知する書面である。
なお、現職でない者（候補者又は候補者となろうとする者）を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体に対する寄付金の課税上の優遇措置の適用については、その者（被推薦者）が立候補の届出をした日の属する年及びその前年中にされた寄附に限られること。
- 「公職の種類」は、衆議院議員又は参議院議員の区分により記載し、その職にある者にあつては「現職」に、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「候補者等」に○を付すこと。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」を記載する箇所の下余白に異動年月日を記載すること。

団体コード (備考3)	0	0	0	0	0	0	県・総	長・議	現・候	資有・資無	非後援	<input type="checkbox"/> 入力
----------------	---	---	---	---	---	---	-----	-----	-----	-------	-----	-----------------------------

届出事項の異動届

(届出年月日) 平成 〇〇年 4月 3日

総務大臣 殿

福岡県選挙管理委員会

政治団体の名称 **九州甲野会**

団体名称や、事務所所在地の異動では、規約の変更が伴うので注意のこと。

事務所の所在地 **大牟田市△△町4番地**

代表者の氏名 **大牟田 四郎** (印)

※異動後の内容で記入し届け出ること

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

異動事項	異 動 内 容				異動年月日	
団体名称 (*)	新	(ふりがな) 資金管理団体の指定を受けている団体で、団体名称、事務所所在地、代表者が異動する場合は、資金管理団体の異動届(取消届)も併せて提出すること。			平成	
	旧				年 月 日	
主たる事務所の所在地 (*)	新	〒 818 - 0137 福岡県 大牟田市△△町4番地 電話 0944 - 23 - 4568			平成 〇〇年	
	旧	福岡県 福岡市博多区〇〇7丁目7番7号			3月29日	
代表者 (*)	新	氏 名 (おおむた しろう) 大牟田 四郎	住 所 〒 818-0115 大牟田市□□町5番地 電話 0944 - 99 - 9999	新の生年月日 □大 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 □平 31年	異動年月日 平成 〇〇年	
	旧	福岡 一夫	福岡市中央区〇〇1丁目1番1号	2月3日	3月29日	
会計責任者	新	()	〒	□大 □昭 □平	平成 年 年	
	旧		電話 - -	月 日	月 日	
会計責任者の職務代行者	新	()		□大 □昭 □平	平成 年 年	
	旧		電話 - -	月 日	月 日	
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 規約 (規約の異動は新しい規約を添付すること。なお名称の変更は規約の添付が必要。) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置 (□無から有へ □有から無へ) <input type="checkbox"/> その他 ()				平成〇〇年 3月29日	
	国会議員関係政治団体の区分	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体(1号) ・代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (新) [] <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体(2号) (ふりがな) ・公職の候補者の氏名 (新) [] ・公職の候補者に係る公職の種類 (新) [] <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体 <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体(1号) ・代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (旧) [] <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体(2号) ・公職の候補者の氏名 (旧) [] ・公職の候補者に係る公職の種類 (旧) [] <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体			後援している公職の候補者の公職の種類が変更になった場合、課税上の優遇措置が「無」になる場合があるので注意すること。 (例) ・ 県議から市長・市議になる場合 ・ 国会議員関係政治団体(2号)でなくなる場合

※ 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。
 ※ 資金管理団体で(*)欄に異動がある場合は、必ず資金管理団体に関する異動等の届出も提出すること。

団体コード (備考3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	県・ 総	□入力
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	-----

資金管理団体

指定届

公職の候補者等 (= 資金管理団体の代表者) の氏名

(届出年月日) 平成 〇〇年 1月 5日

総務大臣
福岡県選挙管理委員会
殿

設立届等で届出している代表者 (= 公職の候補者等) の自宅の住所 (事務所の所在地ではない)

氏名 福岡 一郎 (印)

住所 福岡市博多区〇〇2丁目2番2号

資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

公職の種類(選挙区)	福岡県議会議員 (〇〇市選挙区) <input type="checkbox"/> 現職 <input checked="" type="checkbox"/> 候補者 (候補者となる者) <input type="checkbox"/> ()
(ふりがな) 政治団体の名称	(ふういちかい) 福一会
主たる事務所の所在地	福岡県 福岡市中央区〇〇8丁目8番8号
代表者の氏名	福岡 一郎
指定年月日	平成 〇〇年 1月 5日

宣誓書

この資金管理団体指定届に記載した事項は、真正であることを誓います。

平成 〇〇年 1月 5日

氏名 福岡 一郎 (印)

(備考)

- この届出は、法第19条第2項の規定により、指定の日から7日以内に提出しなければならないこと。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 「公職の種類」欄は、選挙区において選挙することとされている場合には、当該選挙区名を付すこと。
- 該当する□に☑を記入すること。
- 資金管理団体として指定するに当たっては、政治資金規正法第19条の2の2の規定により、資金管理団体は、不動産（土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権をいう。）を取得し、又は保有してはならないこととされていることに留意すること。

団体コード* (備考3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	県・ 総 □入力
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------------

資金管理団体届出事項の異動届

(届出年月日) 平成 〇〇年 4月 3日

総務大臣
殿
福岡県選挙管理委員会

設立届等で届出している代表者(=公職の候補者等)の自宅の住所(事務所の所在地ではない)

公職の候補者等(=資金管理団体の代表者)の氏名

氏名 福岡 一郎 (印)

住所 福岡市博多区〇〇2丁目2番2号

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

記入漏れが多いので注意

資金管理団体の名称	福一会
-----------	-----

異動事項	異動内容		異動年月日
公職の種類 (選挙区)	新	<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者(候補者となろうとする者) <input type="checkbox"/> ()	平成 年
	旧	<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者(候補者となろうとする者) <input type="checkbox"/> ()	月 日
資金管理団体の名称	新	異動のあった事項の「新」「旧」のみ記入すること。 異動がない事項は記載不要。	平成 年
	旧		月 日
主たる事務所の所在地	新	福岡県 糟屋郡粕屋町〇〇3番4号	平成 〇〇年
	旧	福岡県 福岡市中央区〇〇8丁目8番8号	3月29日
代表者の氏名	新		平成 年
	旧		月 日

宣誓書

この資金管理団体届出事項の異動届に記載した事項は、真正であることを誓います。

平成 〇〇年 4月 2日

氏名 福岡 一郎 (印)

(備考)

- この届出は、法第19条第3項の規定により、異動の日から7日以内に提出しなければならないこと。
- 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 該当する□に☑を記入すること。

団体コード (備考3)	0	0	0	0							0	県・ 総	□入力
----------------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	---	---------	-----

資金管理団体 指定取消届

公職の候補者等(=資金管理団体の代表者)の氏名

(届出年月日) 平成 〇〇年 6月 8日

総務大臣
殿
福岡県選挙管理委員会

設立届等で届出している代表者(=公職の候補者等)の自宅の住所(事務所の所在地ではない)

氏名 丁川 五郎 ㊟

住所 福岡市早良区〇〇4丁目4番4号

下記の政治団体にかかる資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項の規定により届け出ます。

記

公職の種類	福岡県議会議員(△△郡選挙区) (候補者)
資金管理団体の名称	丁川五郎後援会
主たる事務所の所在地	福岡県 福岡市早良区〇〇5丁目5番5号
代表者の氏名	丁川五郎
取消年月日	平成 〇〇年 6月 4日

宣 誓 書

この資金管理団体指定取消届に記載した事項は、真正であることを誓います。

平成 〇〇年 6月 6日

氏名 丁川 五郎 ㊟

(備考)

- この届出は、法第19条第3項の規定により、取消の日から7日以内に提出しなければならないこと。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

会計帳簿記載例

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	甲木 一郎	10,000	H〇〇. 4. 1	
	乙木 次郎	10,000	〃	
	丙木 三郎	10,000	〃	
	・	・	・	
	・	・	・	
	小計 (50名)	500,000		
2の1 寄附 (政党匿名寄附を除く。)				
(1) 個人からの寄附	特 甲野 一郎	700,000	H〇〇. 1. 10	福岡市中央区〇〇2丁目13番4号 (県議会議員)
	甲野 一郎	1,500,000	H〇〇. 2. 5	〃
	特 甲野 一郎	1,400,000	H〇〇. 6. 25	〃
	乙野 三郎	20,000	H〇〇. 7. 1	〇〇郡××町大字××100番地 (自営業)
	乙川 次郎	70,000	H〇〇. 8. 9	〇〇市××町1丁目3番5号 (無職)
	丙山 三郎	1,240,000	H〇〇. 9. 27	××市〇〇町2丁目〇番〇号 (医師)
	乙野 三郎	40,000	H〇〇. 10. 2	〇〇郡××町大字××100番地 (自営業)
	小 計	4,970,000		
(2) 法人その他の団体からの寄附 (※ 政党支部のみ)				
(3) 政治団体からの寄附	G政治連盟	1,100,000	H〇〇. 6. 1	福岡市〇〇区〇〇2丁目〇番〇号 (甲村太郎)
	〇〇党福岡県本部	150,000	H〇〇. 10. 30	福岡市××区××1丁目〇番〇号 (乙川二郎)
	H政治連盟	3,000,000	H〇〇. 11. 10	北九州市××区〇〇町2丁目〇番〇号 (丙川三郎)
	・	・	・	・
	・	・	・	・
	小 計	4,380,000		
〔 寄附のうち寄附のあつせんによるもの 〕				

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
(1) 個人によるもの				
(2) 法人その他の団体によるもの				
(3) 政治団体によるもの				
2の2 政党匿名寄附				
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	甲機関紙	720,000	H〇〇. 9. 25	
	小 計	720,000		
(2) 政治資金パーティー開催事業	〇〇君を励ます集い	2,160,000	H〇〇. 6. 1	福岡市博多区〇〇町1丁目〇番〇号〇〇会館××の間
	△△パーティー	12,660,000	H〇〇. 12. 1	福岡市博多区××町3丁目〇番〇号△△ホテル〇〇の間
	小 計	14,820,000		
〔政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳〕	「〇〇君を励ます集い」			
ア 個人からの対価の支払	甲木 一郎	20,000	H〇〇. 2. 1	北九州市〇〇区××町1丁目〇番〇号(自営業)
	乙木 次郎	40,000	H〇〇. 3. 1	〇〇郡××町2丁目〇番〇号(乙村社長)
	丙木 三郎	60,000	H〇〇. 3. 30	××市〇〇町125番地(丙社役員)
	・	・	・	・
	・	・	・	・
	小計(30名)	800,000		
イ 法人その他の団体からの対価の支払	甲株式会社(〇〇支店)	200,000	H〇〇. 2. 13	福岡市〇〇区××町1丁目〇番〇号(甲村一夫)
	乙株式会社	500,000	H〇〇. 3. 4	〇〇郡〇〇町2丁目〇番×号(乙村次夫)
	丙株式会社(××支店)	150,000	H〇〇. 3. 23	××市××町3丁目〇番〇号(丙村一郎)
	・	・	・	・
	・	・	・	・
	小計(8団体)	1,200,000		
ウ 政治団体からの対価の支払	I 政治連盟	160,000	H〇〇. 4. 15	〇〇市××町3丁目〇番〇号(乙野太郎)
	小計(1団体)	160,000		

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
〔政治資金パーティー の対価に係る収入の 内訳〕	「△△パーティー」			
	ア 個人からの対価の 支払	A山 一郎 30,000 B山 二郎 30,000 C山 三郎 60,000 ・ ・	H〇〇. 11. 2 H〇〇. 11. 3 H〇〇. 11. 4 ・ ・	〇〇市〇〇町〇番〇号(A社役員) ××市××町×番地(自営業) △△市△△町△番△号(C社役員) ・ ・
	小計(150名)	6,690,000		
	イ 法人その他の団体 からの対価の支払	○×株式会社 1,050,000 A B株式会社 900,000 △△株式会社 300,000 ・ ・	H〇〇. 11. 1 H〇〇. 11. 2 H〇〇. 11. 3 ・ ・	福岡市〇〇区〇〇町1丁目〇番〇号(A村一夫) 福岡市××区××町2丁目×番×号(B村二夫) 福岡市△△区△△町3丁目△番△号(C村三夫) ・ ・
	小計(50団体)	5,850,000		
ウ 政治団体からの対 価の支払	○×政治連盟 60,000 〇〇党福岡支部 60,000 小計(2団体) 120,000	H〇〇. 11. 20 H〇〇. 11. 22	福岡市〇〇区〇〇町1丁目〇番〇号(N田四郎) 福岡市××区××町2丁目〇番〇号(O田五郎)	
〔政治資金パーティー の対価に係る収入の うち対価の支払の あつせんによるもの の内訳〕	ア 個人によるもの			
	イ 法人その他の団体 によるもの			
	ウ 政治団体によるもの			

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
(3) その他の事業	記念祝賀会 小 計	250,000 250,000	H〇〇. 9. 25	(会費) 甲本一郎 10,000 乙本次郎 10,000 ・ ・ 計(25名) 250,000 福岡市博多区〇〇町〇丁目〇番〇号〇×ホテル△△の間
4 借 入 金	甲銀行(乙支店) 小 計	500,000 500,000	H〇〇. 6. 20	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
6 その他の収入	甲銀行乙支店定期預金利子 小 計	13,200 13,200	H〇〇. 9. 1	
収 入 の 総 額		26,153,200		

2 支出簿

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受けた 者 の 氏 名	備 考	
項 目	摘 要					
1 経常経費	(1) 人件費	給料	150,000	H〇〇. 1.21	丁田 A子	福岡市博多区〇〇町〇丁目〇番〇号
			150,000	H〇〇. 2.21	〃	〃
			・	・	・	・
			・	・	・	・
			150,000	H〇〇. 12.21	・	・
		小 計	1,800,000			
	(2) 光熱水費	電気代	18,324	H〇〇. 1.27	(株)〇〇電力	福岡市〇〇区××町〇丁目〇番〇号
			15,324	H〇〇. 2.27	〃	〃
			・	・	・	・
			・	・	・	・
			17,520	H〇〇. 12.27	・	・
		水道代	5,753	H〇〇. 1.25	福岡市水道局	福岡市〇〇区〇〇町×丁目〇番〇号
			6,087	H〇〇. 2.25	〃	〃
			・	・	・	・
			・	・	・	・
5,330			H〇〇. 12.25	・	・	
	小 計	288,567				
(3) 備品・消耗品費	コピー機	930,000	H〇〇. 1.25	〇〇電気店	福岡市中央区〇〇町2丁目〇番〇号	
		515,000	H〇〇. 2.25	〃	〃	
	・	・	・	・		
	・	・	・	・		
		小 計	1,545,000			
(4) 事務所費	家賃	120,000	H〇〇. 1.30	××不動産	福岡市〇〇区××町1丁目〇番〇号	
		120,000	H〇〇. 2.28	〃	〃	
		・	・	・	・	
		・	・	・	・	
		120,000	H〇〇. 12.30	・	・	
	電話料	24,320	H〇〇. 1.21	(株)N T T	福岡市〇〇区〇〇町×丁目〇番〇号	
		20,550	H〇〇. 2.21	〃	〃	
		・	・	・	・	
		・	・	・	・	
		19,660	H〇〇. 12.21	・	・	
	小 計	1,740,240				

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受けた 者 の 氏 名	備 考
項 目	摘 要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	趣意書印刷費 (組織対策費)	220,000	H〇〇. 2. 9	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町〇番〇号
	趣意書発送費 (組織対策費)	90,000	H〇〇. 2.20	△△郵便局	〇〇郡〇〇町大字〇〇
	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・
	会場借上料 (大会費)	206,000	H〇〇. 3.25	(株)〇〇会館	〇〇市〇〇町1丁目〇番〇号
	弁当代(大会費)	357,000	H〇〇. 3.25	(株)レストラン〇×	〇〇市××町×番地
	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・
	〇〇パーティー会費 (交際費)	60,000	H〇〇. 5.10	〇〇党福岡県本部	〇〇市××町2丁目〇番地
	食事代(行事費)	20,000	H〇〇. 6.30	(株)××ホール	〇〇市××町350番地
	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・
	小 計	7,067,623			
(2) 選挙関係費	陣中見舞	50,000	H〇〇. 9. 5	A 山 一 郎	福岡市〇〇区××1丁目〇番〇号
	〃	50,000	〃	B 山 二 郎	福岡市××区〇〇2丁目〇番〇号
	〃	40,000	〃	C 山 三 郎	福岡市△△区〇〇3丁目×番×号
	〃	30,000	〃	D 山 四 郎	福岡市〇×区〇〇4丁目△番△号
	小 計	170,000			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費	(甲 機関紙)				
	印刷費	120,000	H〇〇. 1. 8	〇〇印刷(株)	前 掲
	発送費	72,800	H〇〇. 1.10	△△郵便局	〃
	印刷費	110,000	H〇〇. 4. 2	〇〇印刷(株)	〃
	発送費	50,000	H〇〇. 4.14	△△郵便局	〃
	印刷費	105,000	H〇〇. 7. 5	〇〇印刷(株)	〃
	発送費	63,500	H〇〇. 7.10	△△郵便局	〃
	印刷費	120,000	H〇〇. 9. 3	〇〇印刷(株)	〃
	発送費	50,000	H〇〇.10. 9	△△郵便局	〃
	印刷費	110,000	H〇〇.12. 2	〇〇印刷(株)	〃
	発送費	50,000	H〇〇.12.10	△△郵便局	〃

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受けた 者 の 氏 名	備 考
項 目	摘 要				
	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・
	小 計	881,300			
イ 宣伝事業費					
1) 自動車購入 ・維持費	宣伝自動車購入費	1,500,000	H〇〇. 4. 5	△△自動車販売(株)	〇〇市〇〇町〇番〇号
	ガソリン代	5,300	H〇〇. 4. 15	××石油給油所	〇〇市〇〇町〇番〇号
	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・
	小 計	1,745,300			
2) 広告料・パ ンフレット作成費					
	政策広告料	50,000	H〇〇. 3. 20	(株)〇〇新聞社××支社	〇〇市〇〇町〇番〇号
	立看板作成費	60,000	"	〇〇塗装店	〇〇市〇〇町×番×号
	パンフレット印刷費	450,000	H〇〇. 6. 17	〇〇印刷(株)	前 掲
	パンフレット発送費	60,000	H〇〇. 7. 1	△△郵便局	"
	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・
	小 計	1,175,000			
ウ 政治資金 パーティー開 催事業費					
	「〇〇君を励ませ集い」 案内状&パーティー券印刷費	30,000	H〇〇. 4. 25	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町〇番〇号
	" 発送費	30,900	H〇〇. 5. 1	△△郵便局	前 掲
	会場借上料	150,000	H〇〇. 6. 1	〇〇会館	福岡市博多区〇〇町1丁目〇番〇号
	食事代	800,000	"	"	"
	講師謝礼	200,000	"	丙田 三夫	東京都〇〇区〇〇2丁目〇番〇号
	タクシー代	45,000	"	(株)××タクシー	前 掲
	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・
	小 計	1,495,700			
	「△△パーティー」 案内状&パーティー券印刷費	100,000	H〇〇. 10. 25	〇〇印刷(株)	前 掲
	" 発送費	51,500	H〇〇. 11. 1	△△郵便局	"
	会場借上料	300,000	H〇〇. 12. 1	△△ホテル	福岡市博多区〇〇町3丁目〇番〇号
	食事代	1,500,000	"	"	"
	講師謝礼	200,000	"	甲原 一男	大阪府大阪市〇〇区××1丁目〇番〇
	タクシー代	45,000	"	(株)××タクシー	号
	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・
	小 計	3,243,500			

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受けた 者 の 氏 名	備 考	
項 目	摘 要					
エ その他の事業費	(講演会)					
		案内状印刷費	30,000	H〇〇. 8. 3	〇〇印刷(株)	前 掲
		” 発送費	60,000	H〇〇. 8. 10	△△郵便局	”
		会場借上料	100,000	H〇〇. 9. 1	××会館	〇〇市〇〇町〇番〇号
		講師謝礼	30,000	”	乙原 二男	東京都〇〇区〇〇1丁目〇番〇号
		・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・
		小 計	393,500			
		(記念祝賀会)				
		会場借上料	100,000	H〇〇. 9. 25	〇×ホテル	福岡市博多区〇〇町2丁目〇番〇号
	食事代	150,000	”	”	”	
	小 計	250,000				
(4) 調査研究費	研修会参加費	250,000	H〇〇. 7. 17	(財)〇〇教育センター	神奈川県〇〇市〇〇町2丁目〇番〇号	
	旅 費	90,000	”	乙野 次郎	〇〇郡〇〇町大字〇〇3番地	
	小 計	340,000				
(5) 寄附・交付金	寄 附	120,000	H〇〇. 6. 30	〇〇党福岡県本部	福岡市××区〇〇3丁目〇番〇号	
	寄 附	1,500,000	H〇〇. 9. 3	〇〇政治団体	福岡市〇〇区〇〇2丁目〇番×号	
	寄 附	1,500,000	H〇〇. 10. 15	〇〇後援会	福岡市〇〇区〇〇1丁目×番×号	
	小 計	3,120,000				
(6) その他の経費	借入金返済	500,000	H〇〇. 12. 10	甲銀行(乙支店)	〇〇市〇〇町〇番〇号	
	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	
	小 計	556,000				
支 出 の 総 額		25,811,730				

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考	
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等 に係る金 銭等の金 額(b)	収入金額 (a) - (b)	年月日		
1	預金又は貯金	定期預金(6年)	500,000	H〇〇. 3. 1	513,200	500,000	13,200	H〇〇. 9. 1	甲銀行(乙支店) 所在地 〇〇
		〃	500,000	H〇〇. 12. 1					〃

(会計帳簿記載要領)

1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。
- (5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載すること。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
 - ア 個人からの寄附にあっては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
 - イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
 - ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (6) 寄附のうち、寄附のあっせんをされたものについては、寄附のあっせんをした者の氏

名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

(7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考欄」に「福岡市博多区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。

(8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行业業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

(ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。

(イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

(ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（福岡県支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

(9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

- (10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託会社）運用益」というように記載すること。
- (12) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

2 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「 甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

ア 人件費

政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

イ 光熱水費

電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

ウ 備品・消耗品費

机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務

用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

エ 事務所費

事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

ア 組織活動費

当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

イ 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費

機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

(イ) 宣伝事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

(ウ) 政治資金パーティー開催事業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

(エ) その他の事業費

上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

エ 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付金

政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経費

その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(7) 支出簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 運用簿

- (1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。
- (3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。
- (4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。
- (5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。
- (6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、

記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、福岡市博多区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

- (9) 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

収支報告書記載例

収 支 報 告 書

（平成〇〇 年 分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称
この こうえんかい
甲野いちろう後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地
〇〇市〇〇1丁目7番11号

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名
甲野 一郎

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
（以下は、指定「有」の場合のみ記入）	
公職の種類	福岡県議会議員
	〇〇選挙区
（現職・候補者の別）	（現職）候補者
資金管理団体の届出をした者の氏名	甲野 一郎

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	
（現職・候補者の別）	（現職・候補者）

4 会計責任者の氏名
乙川 次郎

連絡先（担当者） **丙山 三郎**
（電 話） **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

資金管理団体の指定の期間	
平成〇〇年 3月 5日から	
平成〇〇年 12月 31日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

※選挙管理委員会使用欄

団体コード（備考3）	年分	整理区分	入力	入収
0 0 0 0	0	<input type="checkbox"/> 期別 <input type="checkbox"/> 期別	<input type="checkbox"/> 表紙 <input type="checkbox"/> 内容	<input type="checkbox"/> 入収 <input type="checkbox"/> 資産

必須様式(1/4)

（その1）表紙 主な注意事項

- この様式は必ず提出してください。
- 「政治団体の名称」「主たる事務所の所在地」「代表者の氏名」「会計責任者の氏名」は、設立届（異動届）で届出している内容により記入してください。
- 「政治団体の名称」には、ふりがなをつけてください。
- 「連絡先」欄は、この収支報告書を作成した担当者の連絡先（報告書の内容に関する問い合わせ先）を記入してください。
- 「政治団体の区分」「活動区域の区分」欄は、該当するものの「□」にチェックを入れてください。
- 「資金管理団体の指定の有無」「国会議員関係政治団体の区分」欄は、12月31日現在の状況によりチェックを入れてください。
- 12月31日現在で資金管理団体や国会議員関係政治団体の該当がない場合は、欄内の「公職の種類」「公職の候補者の氏名」等を記載する必要はありません。
- 「公職の種類」を記載する場合には、選挙区名も記入してください。
また、現職・候補者のどちらかに○印をつけてください。
- 「資金管理団体の指定の期間」「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄は、該当の期間が年の中途に始まる（終わる）場合にのみ記入してください。
（該当の期間が通年となる場合、記入の必要はありません）
（設立した年や解散する年の収支報告書の場合は、記入が必要でないか特に注意してください）
- 「選挙管理委員会使用欄」は、記入の必要はありません。

(その2)

1 収支の総括表

収入総額			3	5	5	0	3	2	0	0	①+②	
(前年からの繰越額)					5	8	3	0	8	0	①(前年報告書の繰越額)	
(本年の収入額) 2 収入項目別金額の内訳の(1)~(6)の計			3	4	9	2	0	1	2	0	②(本年の収入)	
支出総額			2	5	8	1	1	7	3	0	③(その13の合計を記入)	
翌年への繰越額					9	6	9	1	4	7	0	①+②-③

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金額					5	0	0	0	0	0		
員数 (党費又は会費を納入した人の数)										5		
(2) 寄附												
ア 寄附(イを除く。)の区分					金額					備考		
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)					4	9	7	0	0	0	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分:個人)
(イ) 法人その他の団体からの寄附												内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分:法人その他の団体)
(ウ) 政治団体からの寄附					4	3	8	0	0	0	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分:政治団体)
小計 ((ア)+(イ)+(ウ)) (寄附のうち寄附のあつせんによるもの)					9	3	5	0	0	0	0	④
イ 政党匿名寄附											0	⑤
合計 (ア+イ)					9	3	5	0	0	0	0	④+⑤

必須様式(2/4)

(その2) 収支の総括表・収入項目別金額の内訳(1)(2) 主な注意事項

- この様式は必ず提出してください。
- 「収入総額」は「前年からの繰越額」と「本年の収入額」との合計を記入してください。
- 「前年からの繰越額」は、前年分の収支報告書に記載した「翌年への繰越額」を確認のうえ記載するようにしてください。
(繰越額が一致しない場合がありますので注意してください。)
- 「本年の収入額」は、「2 収入項目別金額の内訳」(1)~(6)に計上した収入の合計額を記入してください。
((3)~(6)は、様式(その3)~(その6)になります。)
- 「支出総額」は、様式(その13)に計上した支出の合計額を記入してください。
- 「(1)個人の負担する党費又は会費」には、個人が団体の規約等に基づいて支払った会費等の金額及びこれを納入した者の「実人数」を記入してください。
(法人その他の団体が負担した党費又は会費は「寄附」に計上してください。)
- 「(2)寄附」には、それぞれの区分ごとに金額を記入し、その内訳をそれぞれ様式(その7)に記入してください。
(寄附のあつせんによるものは様式(その8)、政党匿名寄附は様式(その9)に記入。)
- 貴団体の本部又は支部から供与された金額(交付金や寄附金など)については、「(ウ)政治団体からの寄附」ではなく、様式(その5)に計上してください。
- 「小計」欄には、「(ア)個人からの寄附」「(イ)法人その他の団体からの寄附」「(ウ)政治団体からの寄附」の合計額を記入してください。
(記入漏れがよく見られますので注意してください。)

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (「政治資金パーティー」の場合は欄外の※に注意すること。)					
事業の種類	金額				備考 (※政治資金パーティの場合は要記入)
「〇〇だより」発行事業			90000		
甲野一郎君を囲む新春の集い		35600	0000		平成30年1月28日 福岡市中央区××町5丁目1-7 □□会館●●の間
甲野一郎政経セミナー(3月)		12660	0000		平成30年3月1日 福岡市博多区〇〇1丁目3-2 ▲▲ホテル□□の間
甲野一郎政経セミナー(9月)		7590	0000		平成30年9月1日 福岡市中央区××町5丁目1-7 □□会館●●の間
「〇〇座談会」開催事業		120	0000		
その他の催物事業		100	0000		〇〇大会(県政報告会)
本頁上記の小計		24120	0000		
合計		24120	0000		

※ 政治資金パーティーによる収入である場合は、「事業の種類」欄には政治資金パーティーの名称を、「金額」欄には収入の金額(パーティー券のその年の売上額)を、「備考」欄には、開催年月日、開催会場の所在地、開催会場を記載すること。
 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。
 また、収入が1千万円以上である政治資金パーティー(=「特定パーティー」)については、(その10)も記載すること。

事業収入

(その3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 主な注意事項

- 事業の種類ごとに、その年間の収入金額を記入してください。
(収入から経費を差し引いて計上しないでください)
- 機関誌紙の発行事業による収入の場合、「〇〇機関紙発行事業」「▲▲機関雑誌発行事業」などのように、発行物ごとに分けて記入してください。
- 政治資金パーティー開催による収入の場合、「〇〇パーティー」「▲▲パーティー」などのように、開催したパーティーごとに分けて記入し、備考欄には開催年月日、開催会場の所在地、開催会場名(部屋の名前も含む。)を記入してください。
(同じ名称のパーティーを期日や開催地区を変えて行った場合は、区別できるようにしてください)
- 政治資金パーティー開催による収入については、この様式のほか、様式(その10)(その11)(その12)にも記入が必要となる場合がありますので注意してください。
 - ・様式(その10) … パーティー収入が1千万以上である政治資金パーティーについて記入
 - ・様式(その11) … 20万円を超えてパーティーの対価を支払った者がある場合に記入
 - ・様式(その12) … 20万円を超えてパーティーの対価の支払いのあっせんをした者がある場合に記入
- 機関誌紙の発行事業及び政治資金パーティー開催事業以外の事業については「〇〇開催事業」「その他の催物事業」などとして記入してください。
(催し物の具体的な名称などを記載する場合は、備考欄に記入するようにしてください)
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

- ◇ 「政治資金パーティー」とは、対価を徴して行われる催物で、収入金額から開催経費を差し引いた残額を、政治活動に使用することとされているもののことを言います。
- ◇ 政治資金パーティーに関する収入の場合は、必ず備考欄に所定の事項を記入してください。部屋の名前の記載漏れが多いので、注意してください。
- ◇ 政治資金パーティー以外の収入の場合は、備考欄に開催日や開催会場等を記載する必要はありません。

(その4)

(4) 借入金					
借入先	金額				備考
甲銀行(A支店)			500	0000	平成〇年〇月〇日、▲月▲日
乙銀行(B支店)			200	0000	平成〇年●月●日
本頁上記の小計			700	0000	
合計			700	0000	

※ 借入先ごとの金額を記載するものとし、借入先については具体的に記載すること。

借入金

(その4) 借入金 主な注意事項

- 借入先ごとに年間の借入金の合計額を記載してください。
- 「借入先」欄には「〇〇銀行(〇〇支店)」のように具体的な借入先を記入してください。
- 「備考」欄には、借り入れを行った年月日を記入してください。
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

◇ 一の借入先に対する借入金残高が100万円を超える場合は、様式(その17)(その18)に「借入金あり」として記入が必要になりますので注意してください。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入								
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額					年月日	主たる事務所の所在地	備 考
〇〇党福岡県本部	1	0	0	0	0	H30.2.1	福岡市〇〇区 〇〇2丁目3-3	
〃	5	0	0	0	0	H30.6.1	〃 〃	
〃	5	0	0	0	0	H30.10.1	〃 〃	
〇〇党北九州支部		5	0	0	0	H30.1.20	北九州市〇〇区 〇〇5丁目5-5	
〃		5	0	0	0	H30.6.10	〃 〃	
本頁上記の小計	2	1	0	0	0			
合 計	2	1	0	0	0			

※「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。
 (例) 東京都港区〇〇1丁目1-1
 神奈川県横浜市中区〇〇2丁目2-2
 福岡市博多区〇〇3丁目3-3
 筑紫郡那珂川町〇〇4-4

※ 貴団体の本部又は支部から受け入れる対価を伴わない収入については、すべてこの様式に記載すること。

本部・支部交付金

(その5) 本部又は支部から供与された交付金 主な注意事項

- 貴団体の本部又は支部から供与された金額について、団体ごと、収入日ごとに記入してください。
- 同一の本部又は支部からの分は続けて記載し、同一団体内では日付順に並ぶように記入してください。
- 本部が支部から受けた収入、支部が本部から受けた収入のほか、**支部が他の支部から受けた収入も計上**してください。
- 「交付金を供与した本部又は支部の名称」は、正確に記入してください。
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

◇ 本部や支部を有しない団体は、この様式の該当はありません。
 (たとえ関係団体であっても、本部と支部の関係にない場合は該当はありません。)

◇ 政党支部が本部や同じ政党の支部から寄附を受けた場合は「政治団体からの寄附」でなく、この様式に計上してください。

◇ 公職の候補者の後援会の場合、政党から受けた寄附をこの様式に計上しないでください。
 (後援会と政党の関係は、本部と支部の関係ではありません。)

(その6)

(6) その他の収入					
摘要	金額				備考
金銭以外のものによる寄附相当分			130	000	〇〇の無償提供(〇日分)
事務所使用料			60	000	上半期分(〇〇会使用分)
〃			60	000	下半期分(〇〇会使用分)
本頁上記の小計			250	000	
1件10万円未満のもの				120	
合計			250	120	

※ 1件10万円以上の収入については、個別に内容を記載し、それ以外のものについては、一括して「1件10万円未満のもの」欄に合算して計上すること。
なお、預金利子については、同一金融機関の同一種類の預金利子であれば、証書番号が異なっても、まとめて1件とし、その利子の合計額が10万円以上であれば、収入年月日ごとに内訳を記載すること。

その他収入

(その6) その他の収入 主な注意事項

- 「2 収入項目別金額の内訳」(1)～(5)に計上した収入以外のものについて、様式(その2)～(その5)までに計上した収入以外のものについて計上してください。
- 1件あたりの収入金額が10万円未満のものについては、合算して「1件10万円未満のもの」欄に計上してください。
(同一の金融機関の預金利息など、1件について年に数回の収入がある場合は、それらを合算して10万円未満であるか否かを判断してください。)
- 1件あたりの収入金額が10万円以上のものについては、収入日ごとにその内容を次の要領で記入してください。
 - ・「摘要」欄 当該収入の基因となった事実を記入
(〇〇負担金、〇〇使用料、敷金払戻金、〇〇売却代など)
 - ・「金額」欄 収入した金額を記入
 - ・「備考」欄 収入日など、その他参考となる事項を記入
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「1件10万円未満のもの」及び「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

◇ 社会通念上、報酬や対価、使用料等が支払われることが相当であるべきものを、無償で相手方に提供しているような場合は「金銭以外のものによる寄附」に該当します。

◇ 金銭以外のものによる寄附(物品の提供や、労務の無償提供など)を団体が行った場合は、時価で見積もった額を支出に計上するとともに、その寄附相当額について、この様式に「金銭以外のものによる寄附相当分」として計上する必要があります。

(その7)

(7) 寄附の内訳 (寄附者の区分ごとに別表とすること)		寄附者の区分			<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人その他の団体	<input type="checkbox"/> 政治団体
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考		
特 甲野 一郎	700000	H30.1.10	福岡市〇〇区 〇〇2丁目13-4	県議会議員			
特 " "	150000	H30.2.5	" "	" "			
乙川 次郎	140000	H30.6.25	〇〇市 〇〇1丁目3-5	自営業			
丙山 三郎	200000	H30.7.1	糟屋郡〇〇町 大字〇〇100番地	農業			
" "	400000	H30.10.2	" "	" "			
丁島 百花	700000	H30.8.9	熊本県熊本市区△△区 〇〇1丁目3-5	会社員			
戊森 千恵	100000	H30.9.27	佐賀県〇〇市 〇〇3丁目5-1	会社役員	事務所の数値提供		
本頁上記の小計	4730000	※「住所」欄については、県外にあつては都道府県名から、県内にあつては市郡名から記入してください。 (例) 東京都港区〇〇1丁目1-1 神奈川県横浜市中区〇〇2丁目2-2 福岡市博多区〇〇3丁目3-3 筑紫郡那珂川町〇〇4-4					
その他の寄附	240000						
合計	4970000						

※ 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、内訳を記載すること。なお、5万円以下の寄附であっても、必要に応じて記載して差し支えないが、5万円以下の寄附については、一括してその合計額を「その他の寄附」欄(下から2行目)に記載することができる。

寄附の内訳

(その7) 寄附の内訳 主な注意事項

- 様式(その2)に計上した寄附のうち、「個人からの寄附」「法人その他の団体からの寄附」「政治団体からの寄附」について、その内訳を様式右上の「寄附者の区分」ごとに別々の用紙にして記入してください。
- 右上の「寄附者の区分」欄は、該当するものいずれか一つの「」にチェックを入れてください。
- 個々の寄附の内容(寄附者の氏名・住所等)は、次の区分により記入してください。

・寄附金控除の確認を受けるもの (個人からの寄附の一部のみ該当)	すべて	個々の寄附の内容を記入 ※寄附者の氏名・名称の50音順で記入 ※同一の寄附者の中では日付順に記入
・寄附金控除の確認を受けないもの ・会社等からの寄附 ・政治団体からの寄附	年間の寄附額が5万円超(50,001円以上) 年間の寄附額が5万円以下	「その他の寄附」欄に金額のみを合算して記入

※ 寄附金控除の確認を受けることができるのは「個人からの寄附」で次の要件を満たす寄附のみです。

- ① 設立届等で課税上の優遇措置の適用「有」と届出している団体へされたもの。
(政党支部、国会議員、知事、県議、政令市市長、政令市市議の後援団体など)
※ 現職でない者の後援団体の場合は、被後援者が選挙に立候補した年とその前年のものに限られる。
- ② 収支報告書に内容(寄附者の氏名・住所等)が記載されているもの。

- 特定寄附(公職の候補者本人が政党から受けた寄附を自己の資金管理団体に寄附するもの)については、氏名の前に「特」を記載してください。
- 「住所(所在地)」欄については、市郡名から記入してください。ただし、住所(所在地)が福岡県外である場合は「都道府県名」から記入してください。
- 対価を支払うべきことが、社会通念上相当であるものについて、無償で提供を受けた場合は、「金銭以外のものによる寄附」を受けたこととなりますので、時価を見積もって計上のうえ、無償提供である旨を備考欄に記入してください。
(この場合、経理上の処理として、同額を支出側の「その他の経費」に計上することになります)
- 寄附者の区分ごとに内容が1枚の様式中に収まらない場合、「その他の寄附」及び「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるもの内訳				寄附のあっせん者の区分			<input type="checkbox"/> 個人口法人その他の団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治団体	
寄附のあっせん者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額			提供 年月日	集めた 期間	住所(団体にあつては主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
〇〇政治連盟	2	0	0	H30.10.1	H30.9.1~9.30	〇〇市	〇〇2丁目1-1	内野 八郎
本頁上記の小計	2	0	0					
その他の寄附			0					
合計	2	0	0					

※「住所」欄については、県外にあつては都道府県名から、県内にあつては市郡名から記入してください。
 (例) 東京都港区〇〇1丁目1-1
 神奈川県横浜市中区〇〇2丁目2-2
 福岡市博多区〇〇3丁目3-3
 筑紫郡那珂川町〇〇4-4

寄附あっせん

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳					
政党匿名寄附を受けた場所	金額			年月日	備考
福岡市〇〇区〇〇町2番地〇〇駅前街頭	9	7	3	H30.4.1	
〇〇郡〇〇町3番地〇〇会館〇〇の間	1	2	3	H30.5.1	
本頁上記の小計	2	2	6		
合計	2	2	6		

※ 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載すること。場所の記載については、「福岡市中央区天神2丁目〇〇駅前街頭」等詳細を記載すること。

政党匿名寄附

(その8) 寄附のうち寄附のあっせんによるもの内訳
 (その9) 政党匿名寄附の内訳

主な注意事項

- 様式(その2)に計上した寄附のうち、「寄附のあっせんによるもの」「政党匿名寄附」について、それぞれの様式に記入してください。
- 様式(その8)については、様式(その7)に準じて記入してください。
- 様式(その9)は、政党(の支部)以外の団体には該当がありません。
- 様式(その9)の「政党匿名寄附を受けた場所」の欄には、所在地及び具体的な会場名を記入するようにしてください。

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入(その3)のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳														
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額			対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考							
甲野一郎君を囲む新春の集い	3	5	6	0	0	0	0	8	9	H30.1.28	福岡市中央区	××××1丁目1-7 口 ○○会館○○の間	8,000,000円 200人	
甲野一郎政経セミナー(3月)	1	2	6	6	0	0	0	2	1	1	H30.3.1	福岡市博多区	○○1丁目3-3 ▲▲ ××××口口の間	
本頁上記の小計				1	6	2	2	0	0	0				
合計				1	6	2	2	0	0	0				

※「開催場所」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入し、会場名まで記入してください。
 (例) 東京都港区○○1丁目1-1 ○○ホテル○○の間
 神奈川県横浜市中区○○2丁目2-2 ○○ホテル○○の間
 福岡市博多区○○3丁目3-3 ○○ホテル○○の間
 筑紫郡那珂川町○○4-4 ○○会館○○の間

※ 様式その3のうち特定パーティーについて記載すること。
 前年以前の収入がある場合、備考欄に前年分の収入金額及び対価の支払をした者の数を記入すること。
 他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。

特バ収入内訳

(その10) 特定パーティーの対価に係る収入の内訳 主な注意事項

- 様式(その3)に計上した政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、その収入が1千万円以上であるパーティー(特定パーティー)について記入してください。
(収入が1千万円以上になると見込まれるパーティーも含まれます。)
- 一の特定パーティーの対価に係る収入が複数年にまたがってあった場合、「備考」欄には、前年以前において収入した金額及びその支払った者の数を記入してください。
- 「特定パーティーの名称」欄に記入するパーティーの名称は、様式(その3)に記入している名称と同じになるようにしてください。
- 「開催場所」欄については、所在地及び開催会場(部屋の名前も含む。)について記入してください。
なお、所在地が福岡県外である場合は「都道府県名」から記入してください。
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

- ◇ この様式には、収入が1千万円以上となる(ことが見込まれる)政治資金パーティーのみが該当します。
- ◇ 収入が複数年にまたがって発生するもの(年末年始に開催されるパーティーなど)については、そのパーティーに関する各年の収入を合算して1千万円以上になるかどうかで、記入が必要であるか否かを判断してください。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		甲野一郎政経セミナー (9月)			
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)		金額		年月日	住所 (団体にあっては主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
○×工業 (株)		300	000	H30.8.1	福岡市○○区	○○1丁目1-1	A村 一夫
(株)○○商事		210	000	H30.8.2	東京都□□区	□□2丁目2-2	B村 二夫
△△産業 (株)		450	000	H30.8.3	熊本県熊本市△△区	△△3丁目3-3	C村 三夫
本頁上記の小計		960	000				
合計		960	000				

※「住所」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。

※ 様式その3のうち一つの政治資金パーティーにおいて、同一の者からの対価の支払でその金額の合計額が20万円を超えるものについて記載すること。
前年以前の支払いをした者がある場合、備考欄に前年分の支払金額及び年月日を記載すること。

バ収入内訳

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせんによるものの内訳		政治資金パーティーの名称		甲野一郎政経セミナー (9月)				
対価の支払のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)		金額		提供 年月日	集めた 期間	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
○○政治連盟		300	000	H30.7.1	H30.7.1~7.31	福岡市△△区	○○1丁目2-2	D村 四夫
本頁上記の小計		300	000					
合計		300	000					

※「住所」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。

バ収入あっせん

(その11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

(その12) 政治資金パーティーの対価のあっせんに係る収入の内訳

主な注意事項

- 様式 (その3) に計上した政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの支払い (対価のあっせん) で、その合計が20万円を超えるもの (200,001円以上のもの) について記入してください。
(同一の者からの支払いが20万円までのものについては記入の必要はありませんが、必要に応じて記入するのは差し支えありません。)
- 政治資金パーティー及び対価の支払をした者の区分 (対価の支払のあっせん者の区分) ごとに別々の用紙にして記入してください。
- 「政治資金パーティーの名称」欄に記載する政治資金パーティーの名称は、様式 (その3) に記入している名称と同じになるようにしてください。
- 「対価の支払をした者の区分」 (「対価の支払のあっせん者の区分」) 欄は、該当するものいずれか一つの「□」にチェックを入れてください。
- 区分ごとに内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、各区分の最後のページにのみ記入してください。

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				
項	目	金 額		備 考(※)
1	経常経費			「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目(人件費を除く)ことにその14に内訳を記載すること
(1)	人件費	1	8000000	⑥
(2)	光熱水費		288567	⑦
(3)	備品・消耗品費	1	545000	⑧
(4)	事務所費	1	740240	⑨
	小 計		5373807	⑩(⑥～⑨の計)
2	政治活動費			項目ごとにその16に内訳を記載すること
(1)	組織活動費	7	067623	⑪
(2)	選挙関係費	1	70000	⑫
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費	9	184300	⑬(ア+イ+ウ+エ)
	ア 機関紙誌の発行事業費		881300	
	イ 宣伝事業費	2	920300	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	4	739200	
	エ その他の事業費		643500	
(4)	調査研究費		340000	⑭
(5)	寄附・交付金	3	120000	⑮
(6)	その他の経費		556000	⑯
	小 計	2	0437923	⑰(⑪～⑯の計)
	合 計	2	5811730	⑱+⑲
				1,030,000

※ 支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄に記入し、併せてその内訳を様式その16により報告すること。

☆支出がある場合には、本様式は必須となる。

(その13) 支出の総括表 主な注意事項

- 支出が1円でもある場合は、この様式を必ず記入してください。
(支出が0円であれば記入の必要はありません。)
- 支出の内訳については、次の区分により所定の様式に記入してください。

項 目		国会議員関係政治団体 及び資金管理団体	左記以外の団体
経常 経費	(1) 人件費	項目ごとに支出の内訳を 様式(その14)に記入	内訳の記入不要
	(2) 光熱水費		
	(3) 備品・消耗品費		
	(4) 事務所費		
政治 活動 費	(1) 組織活動費	項目ごとに支出の内訳を 様式(その15)に記入	項目ごとに支出の内訳を 様式(その15)に記入
	(2) 選挙関係費		
	(3) ア 機関紙誌の発行事業費		
	イ 宣伝事業費		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費		
	エ その他の事業費		
(4) 調査研究費			
(5) 寄附・交付金			
(6) その他の経費			

※その14に記入が必要なのは「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」であった期間中の支出に限られます。

- 本部又は支部に対して供与した交付金については、該当する支出項目の備考欄にその額を記入し、内訳を様式(その16)に記入してください。
- 「合計」欄の額が、様式(その2)に計上した「支出総額」と一致しているか必ず確認してください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 <u>備品・消耗品費</u>			
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
					(団体にあっては、その名称)	(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
机の購入			55000	H30.5.2	〇〇家具	福岡市△△区〇〇町×番〇号	
用紙購入費			50000	H30.7.1	△△文具店	糟屋郡〇〇町大字△△	
新聞購読料			45000	H30.1.5	〇〇新聞	〇〇市〇〇町〇番〇号	
〃			45000	H30.2.5	〃	〃	
〃			45000	H30.3.5	〃	〃	
〃			45000	H30.4.5	〃	〃	
〃			45000	H30.5.5	〃	〃	
〃			45000	H30.6.5	〃	〃	
〃			45000	H30.7.5	〃	〃	
〃			45000	H30.8.5	〃	〃	
〃			45000	H30.9.5	〃	〃	
〃			45000	H30.10.5	〃	〃	
〃			45000	H30.11.5	〃	〃	
〃			45000	H30.12.5	〃	〃	
本頁上記の小計			159000				
その他の支出			1386000				
合計			1545000				

※ この様式は、「国会議員関係政治団体」又は「資金管理団体」である期間中に係る人件費以外の経常経費の支出について記載するものであること。

※ 「項目別区分」欄には、その13「1 経常経費」中の(2)～(4)のいずれかの項目名を記載すること。

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その14) 経常経費の内訳 主な注意事項

- この様式には、様式（その13）「1 経常経費」中の(2)～(4)に計上した額のうち、「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出について記入してください。

（該当の期間がない団体や、該当する支出がない団体の場合、本様式の記入の必要はありません。）

- 右上の「項目別区分」欄には、様式（その13）「1 経常経費」中の(2)～(4)のいずれかの項目名を記入してください。
（項目ごとに別々の用紙を使用してください。）

- 個々の支出の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）については、次に該当する支出について記入してください。「領収書等の写し」の添付が必要です。

	国会議員関係政治団体	資金管理団体
(2) 光熱水費	1件1万円超(10,001円以上)	1件5万円以上
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費		

※ 「1件」とは一の債権債務関係をいいます。詳しくは、78ページの説明を参照してください。
※ 「国会議員関係政治団体」かつ「資金管理団体」の場合は、「国会議員関係政治団体」の区分によります。
※ 「領収書等の写し」については、78ページの説明を参照してください。
※ 「人件費」については、この様式（その14）に記入する必要はありません。

- 少額の支出については、「その他の支出」欄にその合計額を記入してください。「領収書等の写し」の添付は不要です。

※ 「少額の支出」とは次の支出をいいます。

国会議員関係政治団体	資金管理団体
1件1万円以下	1件5万円未満(49,999円以下)

- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、各項目の最後のページにのみ記入してください。

「1件あたりの支出」の考え方

- 「1件」とは、一の債権債務関係（契約、売買等）のことをいいます。したがって、分割払いや月賦払いの場合は、その支払総額で個々の内容の記入の要否を判断することになります。

【記入が必要な例】

- (例1) 60,000円の物品を購入し、60,000円を支払った。
→ 1回で60,000円分の売買をしているので、内容の記入が必要。
- (例2) 60,000円の物品を購入し、毎月5,000円ずつ分割払いした。
→ 1回で60,000円分の売買をしているので、内容（毎月の支払い内訳）の記入が必要。
- (例3) 5,000円の物品を12個一度に購入し、毎月5,000円ずつ分割払いした。
→ 1回で60,000円分の売買をしているので、内容（毎月の支払い内訳）の記入が必要。

- 経常経費の中で、毎月支払いが発生していると思われるものについての一般的な考え方は次のとおりです。あくまで一般的な考え方ですので、収支報告書の記載に当たっては、それぞれの契約内容・期間を確認して記入してください。

	契約等の一例	収支報告書への記載
電気の使用料	需給契約が成立した日から1年間 1年ごとに自動更新 料金は月払い	1年間（契約期間）の支払いの合計が5万円以上（1万円超）となる場合は、各月の支払いを個別に記入する。
ガスの使用料 水道の使用料	需給契約が成立した日から解約の日まで 料金は月払い	当初からの支払いの合計が5万円（1万円）に達したら、以後は少額であっても各月の支払いを個別に記入する。
新聞定期購読料	契約期間は半年間など 料金は月払い	契約期間の支払いの合計が5万円以上（1万円超）となる場合は、各月の支払いを個別に記入する。
事務所の家賃	契約期間は1年間など 契約の更新あり 賃料は月払い	契約期間の支払いの合計が5万円以上（1万円超）となる場合は、各月の支払いを個別に記入する。
電話使用料	加入電話の提供を開始した日から起算して 1月間 1月ごとに自動更新	月の支払いの合計が5万円以上（1万円超）となる場合は、各月の支払いを個別に記入する。

※ 括弧書きの「1万円」「1万円超」は、国会議員関係政治団体の場合です。

※ 経常経費に関して支出の内訳の記入が必要なのは「国会議員関係政治団体」と「資金管理団体」のみです。

「領収書等の写し」について

- 「領収書等の写し」は収支報告書とは別綴じにして提出してください。

※ 「領収書等」とは、支出の相手方が発行した、「支出の目的」、「金額」及び「年月日」が記載された支出を証明する書類のことです。振込明細書などはこれに該当しません。

※ 「写し」は、領収書等を複写機で複写（コピー）したものに限られます。

※ 「領収書等の写し」は、収支報告書に記入している順番に並ぶように整理してください。

※ 写しの綴には、団体名を記した表紙を付けてください（様式綴の最後に綴じた用紙も使用できます）。

- 1枚の用紙（A4判）に複数の「領収書等の写し」を入れる場合は、それぞれが重ならないようにしてください。

- 領収書等がない支出については、（領収書等の代わりに）次の書類を作成し提出してください。

区 分	提出する書類
領収書等はないが、金融機関等の振込明細書があるもの	① その支出の「振込明細書」（写しに但書をした場合はこの書類のみで領収書扱いとなる（②が不要）。） ② 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」のいずれか
上記以外のもの（領収書等も振込明細書もないもの）	① 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」のみ

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		組織活動費		組織対策費		備考
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)				
趣意書印刷費		2	2	0	H30.2.9	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町〇番〇号			
〃 発送費		9	0	0	H30.2.20	△△郵便局	精屋郡〇〇町大字〇〇			
本頁上記の小計		3	1	0						
その他の支出		2	5	8						
合計		2	8	9						

※「項目別区分」欄には、その1「3」2「政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。
 なお、政治資金パーティー開催事業費の場合は、括弧内にパーティー名を記載し、個々のパーティーごとに別表とすること。

※1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書の写しを添付すること。
 ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書の写しを添付すること。
 これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その15) 政治活動費の内訳 主な注意事項(その1)

○この様式には、様式(その13)「2 政治活動費」に計上した支出について記入してください。

(該当する支出がない場合は、本様式の記入の必要はありません。)

○右上の「項目別区分」欄には、様式(その13)「2 政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記入してください。

(小分類ごとに別々の用紙を使用してください。)

<項目区分ごとの小分類の例>

項目区分(=項目名)	小分類(括弧内)の例
(1) 組織活動費	組織対策費、大会費、行事費、渉外費、交際費
(2) 選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞
(3) ア 機関誌紙の発行业業費	機関誌紙名(印刷費、発送費等に分類しても可)
イ 宣伝事業費	遊説費、自動車購入・維持費、広告費、パンフレット作成費
ウ 政治資金パーティー開催事業費	パーティー名(パーティーごとに分類)
エ その他の事業費	事業名(個別の事業ごとに分類)
(4) 調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費
(5) 寄附・交付金	寄附、賛助金、支部交付金、負担金
(6) その他の経費	雑費、借入金返済、金銭以外のものによる寄附相当分 など (個々の内容に応じて分類)

※選挙にあたって候補者個人へ選挙運動資金を提供(寄附)した場合には、「(5) 寄附・交付金」ではなく「(2) 選挙関係費」で整理してください。

なお、候補者個人が支払った選挙運動に関する支出は、政治団体の収支報告には含まれません。

※「政治資金パーティー開催事業費」については、必ず、各政治資金パーティーごとに用紙を分けて記入してください。

なお、その際の政治資金パーティーの名称は、様式(その3)に記入した名称と一致させてください。

※事務所の無償提供など「金銭以外のものによる寄附」を受けた場合には、その支出相当額を「(6) その他の経費」に「金銭以外のものによる寄附相当分」として計上するようにしてください。

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (甲野一郎君を囲む新春の集い)			
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備 考
					(団体にあっては、その名称)	(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
会場借上料		150	000	H30.2.1	〇〇会館	福岡市△△区〇〇町1丁目〇番〇号	
食事代		800	000	"	"	"	
講師謝礼		200	000	"	丙田 三夫	東京都京都市〇〇区〇〇2丁目〇番〇号	
本頁上記の小計		1150	000				
その他の支出		345	700				
合 計		1495	700				

※「項目別区分」欄には、その1.3「2政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。
 なお、政治資金パーティー開催事業費の場合は、括弧内にパーティ名を記載し、個々のパーティごとに別表とすること。

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その15) 政治活動費の内訳 主な注意事項(その2)

- 個々の支出の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)については、次に該当する支出について記入してください。「領収書等の写し」の添付が必要です。

国会議員関係政治団体	資金管理団体	左記以外の団体
1件1万円超(10,001円以上)	1件5万円以上	1件5万円以上

※「1件」とは一の債権債務関係をいいます。詳しくは、78ページの説明を参照してください。
 ※「国会議員関係政治団体」かつ「資金管理団体」の場合は、「国会議員関係政治団体」の区分によります。
 ※「領収書等の写し」については、78ページの説明を参照してください。

- 少額の支出については、「その他の支出」欄にその合計額を記入してください。「領収書等の写し」の添付は不要です。

※「少額の支出」とは次の支出をいいます。

国会議員関係政治団体	資金管理団体	左記以外の団体
1件1万円以下	1件5万円未満(49,999円以下)	1件5万円未満(49,999円以下)

- 各分類ごとの内容が1枚の様式中に収まらない場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、各項目(小分類)の最後のページにのみ記入してください。
- 項目ごとの合計額が、様式(その13)に計上している額と一致しているか必ず確認してください。

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（支出先が当該政治団体の本部又は支部であるものの再掲）							
支出項目	金額			年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
選挙関係費			3 0 0 0 0	H30.4.20	〇〇党△△支部	〇〇市〇〇町〇番〇号	
寄附・交付金			5 0 0 0 0 0	H30.5.15	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0 0	H30.10.25	〃	〃	
本頁上記の小計			1 0 3 0 0 0 0				
合計			1 0 3 0 0 0 0				

※ 支出先が当該政治団体の本部又は支部であるものについて、支出項目ごとに記載すること。

本部支部支出 再掲

(その16) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 主な注意事項

- 貴団体の本部又は支部に対して供与した交付金（交付金・寄附金・上納金など）について、その金額の多寡に関わらず、その内容を個別に記入（再掲）してください。
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。
- この様式に記入した額については、様式（その13）の該当する支出項目の備考欄にもその合計額を記入してください。

- ◇ 本部や支部を有しない団体は、この様式の該当はありません。
（たとえ関係団体であっても、本部と支部の関係にない場合は該当はありません。）
- ◇ 政党支部が他の支部に寄附をした場合も、この様式の該当になります。
- ◇ 少額のものであっても、該当するものはすべて内容を記入する必要があるので注意してください。
- ◇ 公職の候補者の後援会の場合、政党への寄附をこの様式に計上しないでください。
（後援会と政党の関係は、本部と支部の関係ではありません。）

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有 ^(※)	無	備 考
ア 土 地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※ 有の場合、その内訳を(その18)に記入すること。

必須様式(3/4)

(その17) 資産の状況 主な注意事項

○ この様式は必ず記入してください。

○ 団体が保有している資産の有無について、該当する方の「□」にチェックを入れてください。

○ 資産が「有」の場合、その内容について、様式(その18)に記入してください。

◇ **団体の資産の有無**について記入してください。
(候補者の資産の有無を記入するものではありません。)

◇ 「オ」の「預金又は貯金」とは、普通預金、当座預金及び普通貯金以外のもの(例: 定期預金、定額貯金など)を言いますので注意してください。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分 <u>土地</u>						
摘要	金額	年月日			備考			
〇〇市〇〇町1丁目7番11号	1 2 6 6 0 0 0 0	1. 昭和 2. 平成	0	1	0	6	1 9	132.32㎡
		1. 昭和 2. 平成						
		1. 昭和 2. 平成						

※(その17)で「有」としたものについて、その内訳をア～シの別にそれぞれ別葉にして作成すること。
なお、各欄については、それぞれ下表に示す事項について記載すること。

「項目別区分」欄	「摘要」欄	「金額」欄	「年月日」欄	「備考」欄
ア 土地	所在	取得の価額	取得年月日	面積
イ 建物	所在	取得の価額	取得年月日	床面積
ウ 地上権又は土地の賃借権	所在及び地上権又は賃借権の別	取得の価額	取得年月日	面積
エ 動産	品目	取得の価額	取得年月日	数量
オ 預金又は貯金	「残高」と記載すること。	金額		
カ 金銭信託	「金銭信託」と記載すること。	金額	設定年月日	
キ 有価証券	種類	取得の価額	取得年月日	銘柄及び数量
ク 出資による権利	出資先	金額	出資年月日	
ケ 貸付金	貸付先	貸付残高		
コ 敷金	支払先	金額	支払年月日	
サ 施設の利用に関する権利	種類	取得の価額	取得年月日	施設の名称
シ 借入金	借入先	借入残高		

資産の内訳

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分 <u>動産</u>						
摘要	金額	年月日			備考			
自動車	1 5 0 0 0 0 0 0	1. 昭和 2. 平成	0	1	0	6	1 9	1台
応接セット	1 2 0 0 0 0 0 0	1. 昭和 2. 平成	0	2	0	4	0 1	1組
絵画	2 5 0 0 0 0 0 0	1. 昭和 2. 平成	6	2	0	5	0 1	1点。設立日前の取得だが、価額、年月日とも不明。取得年月日は設立日。価額は設立日における見積額
〃	1 5 0 0 0 0 0 0	1. 昭和 2. 平成						1点。設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが、価額、年月日とも不明。価額は平成5年1月1日における見積額
		1. 昭和 2. 平成						

※(その17)で「有」としたものについて、その内訳をア～シの別にそれぞれ別葉にして作成すること。
なお、各欄については、それぞれ下表に示す事項について記載すること。

「項目別区分」欄	「摘要」欄	「金額」欄	「年月日」欄	「備考」欄
ア 土地	所在	取得の価額	取得年月日	面積
イ 建物	所在	取得の価額	取得年月日	床面積
ウ 地上権又は土地の賃借権	所在及び地上権又は賃借権の別	取得の価額	取得年月日	面積
エ 動産	品目	取得の価額	取得年月日	数量
オ 預金又は貯金	「残高」と記載すること。	金額		
カ 金銭信託	「金銭信託」と記載すること。	金額	設定年月日	
キ 有価証券	種類	取得の価額	取得年月日	銘柄及び数量
ク 出資による権利	出資先	金額	出資年月日	
ケ 貸付金	貸付先	貸付残高		
コ 敷金	支払先	金額	支払年月日	
サ 施設の利用に関する権利	種類	取得の価額	取得年月日	施設の名称
シ 借入金	借入先	借入残高		

資産の内訳

(その18) 資産等の項目別内訳 主な注意事項

- この様式は、様式(その17)で「有」にチェックをしたものについて、その内容を記入してください。資産等の項目ごとに別々の用紙を使用してください。
- 各欄の記入にあたっては、様式枠外の注意書きを参考にしてください。注意書きで斜線になっている欄については記入の必要がない欄です。
- 土地の場合など「摘要」欄に「所在」を記入する際は番地まで記入してください。

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分			
		<input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権			
摘要	用途	利用の現況			
		事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額
〇〇市〇〇町1丁目 7番11号	事務所用地				

(その19) 不動産の利用の現況

主な注意事項

- この様式は、資金管理団体である団体が「土地」「建物」「建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権」を有している場合に、記入するものです。
- 記入の際は「土地」「建物」「建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権」の区分ごとに別々の用紙に記入してください。
- 「摘要」欄には、土地・建物等の「所在」を記入してください。
- 「用途」欄には、事務所の用に供している場合はその旨を記入し、それ以外の場合は「賃貸」「無償貸与」などと用途を記入してください。
- 「用途」が事務所以外の用途である場合は「事務所以外の用に供している場合」の各欄を記入してください。

◇ この様式は、資金管理団体でかつ、不動産を所有している団体のみが該当します。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

1 領収書等の写し

2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日
平成〇〇年 1 月 31 日

政治団体の名称 甲野いちろう後援会

会計責任者の氏名 乙川 次郎 乙川 印

※ 以下は解散日の属する年の収支報告書（解散届に添付する収支報告書）のみ記入すること。

代表者の氏名 _____ 印

（備考）「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署すること。
解散する年の収支報告書である場合には、「代表者の氏名」欄にも記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず代表者本人が自署すること。
宣誓日は、必ず記載し提出すること。

必須様式(4/4)

（その20）宣誓書 主な注意事項

- この様式は必ず記入してください。
- 「政治団体の名称」「会計責任者の氏名」は、様式（その1）に記入している内容と一致させてください。
- 「会計責任者の氏名」は必ず「記名押印」又は会計責任者本人の「署名」によってください。
- 「宣誓日」の日付に誤りがないように注意してください。
（よくある記入誤り）
 - ・日付が去年の日付になっている。
 - ・政治資金監査報告書の日付より前の日付になっている（国会議員関係政治団体）。
 - ・解散日以前の日付になっている（解散分）。
- 「代表者の氏名」欄は、解散届に添付する収支報告書（解散した年の分の収支報告書）にのみ記名・押印又は署名してください。
（解散年でない場合には記入しないでください。）

例1：平成30年12月28日に解散
→ 解散した年は「30年」 → 平成30年分に代表者の記名・押印又は署名が必要

例2：平成31年1月28日に解散
→ 解散した年は「31年」 → 平成30年分は会計責任者の記名・押印又は署名のみ
平成31年分に代表者の記名・押印又は署名が必要

- 「監査意見書」は、政党の支部やその他の政治団体、資金管理団体は提出する必要はありません。
- その年に、国会議員関係政治団体である（であった）団体は、登録政治資金監査人が作成した「政治資金監査報告書」の添付が必要です。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			
事務所費	家賃	120,000	H30.1.15	口座振替(自動引き落とし)によるため
組織活動費	交際費 パーティー会費	60,000	H30.5.10	銀行振込による支払いのため
選挙関係費	寄附 事務所無償提供	150,000	H30.6.20	無償提供をしたため
その他の経費	金額以外のものによる寄附相当分	80,000	H30.8.30	無償提供を受けたものため
※その他、徴し難かった事情の記載例				社会通念上領収書を徴し難かったため

政治団体の名称 甲野いちろう後援会

会計責任者の氏名 乙川 次郎

乙川 印

代表者の氏名

印

← 解散する年の収支報告書のみ記入

(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 「支出の目的」欄には、政治資金規正法施行規則別記第7号様式記載要領16の例により、分類して記載すること。
- 3 解散する年の収支報告書である場合には、「代表者の氏名」欄にも記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず代表者本人が自署すること。

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
政治資金パーティ開催事業費	会場借上料

政治団体の名称 甲野いちろう後援会

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上料」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別業とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。)と併せて提出すること。
- 6 振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、この用紙を添付する必要はないこととされたので留意すること。

「領収書等を徴し難かった支出の明細書」

「振込明細書に係る支出目的書」

主な注意事項

- これらの様式は、領収書等の写しを添付すべき支出について、その領収書がない場合に記入するものです。
- いずれの様式とも、「項目」欄には、様式(その14)(その15)に記入している支出の項目別区分を、「摘要」欄には、個々の支出の目的等を記入してください。
- 口座振込による支払いで、金融機関等の振込明細書がある場合には、「領収書を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」のいずれか一方に記入し、その振込明細書の写しと併せて提出してください。
- ただし、金融機関への振込により発行された「振込明細書」において、「支出の目的」(例：●●料金)が記載されている場合(会計責任者が当該「振込明細書」の余白に「支出の目的」を記載した場合を含みます。)は、「振込明細書に係る支出目的書」の作成・提出は不要です。
- また、コンビニエンスストアへの公共料金等の支払い時や運送会社への代金引換時、当該事業者が発行する書面で「支出の目的」「金額」「年月日」が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。
- 「領収書の紛失」は領収書等の徴し難かった理由として認められませんので、そのような場合は、支払先に領収書の再発行を依頼してください。
また、お祭りの屋台や移動型の飲食店等での支払い時、販売店側に定型の領収書等の用紙を備えていないことだけでは、領収書等を徴し難い事情があるとは認められません。
このときは、販売店に対して、任意の用紙に領収書等の3事項「支出の目的」「金額」「支払年月日」の記載を求めてください。

◇ これら2つの様式は、「領収書等の写し綴」の中に綴ってください。

政治家個人の政治活動、選挙運動と後援会活動との違い

政治家個人の政治活動、選挙運動と後援会の活動とは、経費面でも明確に区分されるべきものであり、収支報告の仕方も異なりますので、下表を参考に、収支報告書上において経費の混同がないように十分注意してください。

区 分		主 な 内 容 (例)
政治家個人の政治活動	選挙管理委員会への報告義務なし	(政治家個人の「純粋な」政治活動に関する支出) <ul style="list-style-type: none"> 個人で発行した政策チラシ等の印刷・配付経費 個人の活動に要した交通費 個人事務所の家賃、光熱水費、人件費など 個人で主催した演説会・集会等の経費
選挙運動に関するもの	選挙運動費用収支報告書に計上  <u>「選挙後」</u> <u>その選挙を管理する選挙管理委員会へ提出</u> (市町村長、市町村議会議員の選挙の場合は、市町村の選管へ)	(収入関係) <ul style="list-style-type: none"> 支援者や後援会などから選挙に関して受けた寄附 選挙にあたり候補者本人が用意した資金 (支出関係) <ul style="list-style-type: none"> 労務者や選挙運動の事務員、車上運動員などの人件費 選挙事務所の借上料、備品費、電話架設費、光熱水費 個人演説会の会場の借上料 選挙事務所等で使用した電話代、事務連絡文書の郵便代 選挙運動員や労務者の移動に要した交通費 選挙運動用ポスター等の印刷費(公費負担でも計上) 選挙事務所等の立札、看板、ちょうちんの作成・取付費 選挙運動用自動車の看板等の取付費 たすきの制作費、拡声機の借上費 選挙事務所で使用する事務用品等の購入費 選挙事務所での湯茶等の提供に要した経費 選挙運動員等への弁当の提供に要した経費 選挙運動のために宿泊した際の経費
	選挙運動費用収支報告書に計上しなくてよいもの	(支出関係) <ul style="list-style-type: none"> 候補者本人の移動に係る交通費 選挙運動用自動車の借上料、燃料代、通行料金、修繕料等 選挙運動用自動車の運転手の備料、宿泊料、食事料 選挙事務所の閉鎖、撤去費用 選挙運動の残務整理に要した費用 選挙期日後の選挙事務所の家賃、消耗品費、光熱水費等 戸籍や住民票の発行手数料 供託に要した費用(供託金そのものも含む)
後援会の政治活動	政治資金収支報告書に計上  <u>「毎年」</u> <u>県の選挙管理委員会へ提出</u>	(収入関係) <ul style="list-style-type: none"> 後援会の規約に基づく個人会員からの会費 個人や政治団体、政治家本人からの寄附 政治資金パーティーなどの事業収入 (支出関係) <ul style="list-style-type: none"> 後援会事務所の職員の人件費 後援会事務所の家賃、消耗品費、光熱水費など 後援会の会員募集のための文書の印刷・配付費用 選挙に当たって行った政治家本人への寄附(※) 後援会の機関誌紙の印刷・配付費用 後援会の総会・集会等に要した費用 後援会事務所の看板の作成・設置費用

(※) ただし、後援団体は、選挙区内の他の政治家に対しては寄附できない。

政治活動に関する寄附をした場合の 寄附金控除及び政党等寄附金特別控除

(詳しくはP 3 5 以下)

個人が次に掲げる者に対してする寄附が対象となります。

- a 政党、政治資金団体
- b 政治上の主義・施策の推進・支持・反対を本来の目的とする政治団体で、国会議員が主宰し又は主要な構成員であるもの（政治団体設立届出時に当該国会議員の氏名を記載した書面を提出しておくことが必要）。
- c 国会議員、県議会議員、県知事、北九州市・福岡市の議会議員及び長の職にある者、それら職の候補者又は候補者となろうとする者の推薦、支持を本来の目的とする政治団体（被推薦書（国会議員関係政治団体については該当通知）を提出しておくことが必要）。
- d 国会議員、県議会議員、県知事、北九州市・福岡市の議会議員及び長の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する寄附。

なお、cのうち現職でない者に係る後援団体にあつては、立候補した年とその前年中にされた寄附に限られる。また、候補者になろうとする者が何らかの事情で立候補しなかった場合には対象とならない。

政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除 及び政党等寄附金特別控除について

一定の要件に該当する政治献金は、寄附金控除（所得控除）の対象となります。

また、その政治献金のうち、政党及び政治資金団体に対するものについては、政党等寄附金特別控除（税額控除）の対象にもなり、確定申告において寄附金控除と政党等寄附金特別控除とのどちらか有利な方を選ぶことができます。

これらの控除の対象となる寄附の主な要件は次のとおりですのでご注意ください。

- (1) 政治資金規正法に規定する政治活動に関する寄附をしたこと。
- (2) 政治資金規正法に違反する寄附でないこと。
- (3) 寄附者に特別の利益が及ぶ寄附でないこと。

例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に対し寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に対し寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、控除の対象とはなりません。

- (4) 寄附金控除（所得控除）を受ける場合には、総務大臣又は各都道府県選挙管理委員会等の確認済の印を押した「寄附金（税額）控除のための書類」（以下「確認書」といいます。）が、政党等寄附金特別控除（税額控除）を受ける場合には、「確認書」と「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」が確定申告書に添付されていること。

（注）確定申告の期限までに「確認書」が間に合わない場合は、「確認書」に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日「確認書」の送付を受けた後、速やかに税務署に提出してください。

-
- お分かりにならない点がありましたら、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成30年1月
国 税 庁
総 務 省

寄附金（税額）控除のための書類

(確認欄)

← 県選管で収支報告書の内容と突合し、確認印を押印します。
〔総務大臣届出団体は、総務省が確認印を押印します。〕

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による収支報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	丙野 四郎						
住所	〇〇郡△△町大字××50番地						
寄附金の額	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥ 1	3	0	0	0	0	0
寄附年月日	平成 年 月 日						

寄附をした者の氏名・住所は、収支報告書と一致させる。

寄附金の額の先頭には「¥」を付ける。

← 何回かに分けて寄附を受けた場合は記載不要

(寄附を受けた団体)

名称	甲山八郎後援会	
住所	福岡市南区〇〇1丁目1番1号	
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	甲山八郎
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	平成 年 月 日 選挙日

団体名称等は届出の内容と一致させる

← 政党は「1」それ以外は「2」に○をつける

← 後援団体の場合は記入（政党の場合は記載不要）

← 現職でない者の後援団体の場合のみ記入

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	平成 年 月 日 選挙日
住所		

この欄は記載不要

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
〇・7・15	300,000円	・	円	・	円
〇・7・15	1,000,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

← 何回かに分けて寄附された場合は、この欄に記入

<寄附金控除のための書類>

○次の2点を満たす「個人からの寄附金」のみが対象です。

①設立届等で課税上の優遇措置の適用「有」と届出している団体へされたもの。
(政党支部、国会議員、知事、県議、政令市の市長・市議の後援団体など)

※ ただし、現職でない者の後援団体の場合は、被後援者が選挙に立候補した年とその前年にされたものに限られます。

②収支報告書に内容（寄附者の氏名・住所等）が記載されているもの。

○この書類は、寄附金控除を受ける寄附者1人につき1枚作成してください。

○訂正印は使用できませんので、書き損じた場合は書き直してください。
(鉛筆書きしたものをコピーして提出しても差し支えありません)

○この書類は、収支報告書と一緒に提出してください。
(収支報告書の提出前に確認印の押印を受けることはできません。)

14 様式集

各種の諸届の作成にあたっては、この様式をコピーして使用して差し支えありません。

収支報告書の様式については、毎年11月中旬を目処に、各団体の事務所あてに送付します。

- 設立届
- 規約
- 被推薦書
- 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
- 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知
- 政党の状況等に関する届
- 支部証明書
- 届出事項の異動届
- 政治団体解散届
- 資金管理団体指定届
- 資金管理団体届出事項の異動届
- 資金管理団体取消届
- 寄附金（税額）控除のための書類

(政治団体設立届 備考)

- 1 この届は、法第6条第1項の規定により、組織の日又は政治団体となった日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。ただし、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となった団体にあつては、法第19条の8第1項の規定による通知を受けた日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 該当する「□」に「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号〇〇会館〇号室」又は「福岡県〇〇郡〇〇町大字〇〇1234番地」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内にある政治団体にあつては、例えば、「福岡県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 7 政党の支部又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。
- 8 政党の支部にあつては、「政党の状況等に関する届」及び「支部証明書」を添付すること。
- 9 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。

なお、次の政治団体は課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体に該当するが、②③の場合は、国会議員（候補者等を含む。）については、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知が、その他については、被推薦者が当該政治団体によって推薦され、支持されることを承諾する旨を記載した「被推薦書」が提出されていることが必要である。また、④に該当する政治団体の場合、優遇措置の適用を受けるためには、当該政治団体の主宰者又は主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名を記載した「国会議員氏名届」が提出されていることが必要であること。

- ① 政党及びその支部
 - ② 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、政令指定都市の市長、政令指定都市の議会の議員の職にある者を推薦、支持することを本来の目的とする団体（規約の目的に被推薦者が明確にされていることが必要。）
 - ③ ②に掲げる特定の公職の候補者又は候補者となろうとする者を推薦、支持することを本来の目的とする団体（規約の目的に被推薦者が明確にされていることが必要。）
この場合、優遇措置を受けられるのは、被推薦者が立候補の届出をした日の属する年と、その前年中にされた寄附に限られる。
 - ④ 衆議院議員若しくは参議院議員が主宰する団体又はその主要な構成員（その団体の役職員又は構成員の過半数を占めているような場合をいう。）が衆議院議員若しくは参議院議員である団体
- 10 「国会議員関係政治団体」欄の中の、「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」及び「公職の候補者に係る公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

規 約

第1条（名称・所在地）

本会は、
と称し、主たる事務所を
におく。

第2条（目的）

本会は、
を目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	名
幹 事	名
会計責任者	1名
監 事	名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額
円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、平成 年 月 日より実施する。

被 推 薦 書

平成 年 月 日

政治団体の名称.....

代表者の氏名.....殿

公職の種類.....（現職・候補者等）

氏 名.....[㊟]

住 所.....

私は、平成 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備 考）

- 1 この様式は都道府県知事、都道府県議会議員、指定都市の議会の議員若しくは指定都市の市長の職にある者又はその候補者となろうとする者（候補者を含む。）を推薦し、支持することを本来の目的とする政治団体が課税上の優遇措置を受けようとする場合に、当該推薦され、支持される者が、その政治団体により推薦され、支持されることを承諾する旨の書面である。
なお、候補者又は候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体の課税上の優遇措置の適用については、その者（被推薦者）が立候補の届出をした日の属する年及びその前年中にされた寄附に限られること。
- 2 「公職の種類」は、都道府県の議会の議員若しくは知事又は政令指定都市の議会の議員若しくは政令指定都市の市長の区分により記載し、その職にある者にあつては「現職」に、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「候補者等」に○を付すこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」を記載する箇所の下余白に異動年月日を記載すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

平成 年 月 日

政治団体の名称 _____

代表者の氏名 _____ 殿

公職の種類 _____ (現職 ・ 候補者等)

氏 名 _____ ㊦

住 所 _____

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に平成 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備 考)

- 1 この様式は衆議院議員又は参議院議員の職にある者又はその候補者となろうとする者（候補者を含む。）を推薦し、支持することを本来の目的とする政治団体に対して、当該推薦され、支持される者が、国会議員関係政治団体に該当する旨を通知する書面である。
なお、現職でない者（候補者又は候補者となろうとする者）を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体に対する寄付金の課税上の優遇措置の適用については、その者（被推薦者）が立候補の届出をした日の属する年及びその前年中にされた寄附に限られること。
- 2 「公職の種類」は、衆議院議員又は参議院議員の区分により記載し、その職にある者にあつては「現職」に、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「候補者等」に○を付すこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」を記載する箇所の下余白に異動年月日を記載すること。

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

平成 年 月 日

政治団体の名称 _____

代表者の氏名 _____ 殿

過去の公職の種類 _____ (現職 ・ 候補者等)

氏 名 _____ ㊟

住 所 _____

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に平成 年 月 日から該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備 考)

- 1 「過去の公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなる前の公職の種類について、衆議院議員又は参議院議員の区分により記載し、その職にあった者にあつては「現職」に、その職の候補者及び候補者となろうとしていた者にあつては「候補者等」に○を付すこと。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

政党の状況等に関する届

届出年月日
平成 年 月 日

総 務 大 臣
殿
福岡県選挙管理委員会

政党の支部の名称 _____

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備 考)

- 1 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党（政党の本部）の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 2 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては「□」内に「☑」と記入すること。

支部証明書

政党の支部の名称 _____

主たる事務所の所在地 _____

主たる活動区域 _____

上記の支部は、本政党の _____ を単位として設けられる支部であることを証明する。

平成 年 月 日

政 党 の 名 称 _____

主たる事務所の所在地 _____

代 表 者 の 氏 名 _____ 印

(備 考)

- 1 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の〇〇県〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

(届出事項の異動届 備考)

- 1 この届は、異動の日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。
なお、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体に該当することとなった場合は、該当した日（国会議員の候補者等が代表者となった日または代表者が国会議員の候補者等となった日）から7日以内に、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当することとなった場合は、法第19条の8第1項の規定による通知（国会議員関係政治団体に該当する旨の通知）を受けた日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 該当する「□」に「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 4 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号〇〇会館〇号室」又は「福岡県〇〇郡〇〇町大字〇〇1234番地」というように詳細に記載すること。

団体コード (備考3)	0	0	0	0							0	県 ・ 総	<input type="checkbox"/> 入力
----------------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	---	-------------	-----------------------------

資金管理団体届出事項の異動届

(届出年月日) 平成 年 月 日

総 務 大 臣
殿

福岡県選挙管理委員会

氏 名 印

住 所

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

資金管理団体の名称	
-----------	--

異 動 事 項	異	異 動 内 容	異動年月日
公職の種類 (選挙区)	新	<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者(候補者となろうとする者) <input type="checkbox"/> ()	平成 年
	旧	<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者(候補者となろうとする者) <input type="checkbox"/> ()	月 日
資金管理団体 の 名 称	新		平成 年
	旧		月 日
主たる事務所 の 所 在 地	新	福岡県	平成 年
	旧	福岡県	月 日
代表者の氏名	新		平成 年
	旧		月 日

宣 誓 書

この資金管理団体届出事項の異動届に記載した事項は、真正であることを誓います。

平成 年 月 日

氏 名 印

(備 考)

- 1 この届出は、法第19条第3項の規定により、異動の日から7日以内に提出しなければならないこと。
- 2 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 該当する□に☑を記入すること。

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による収支報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	平成 年 月 日							

(寄附を受けた団体)

名称		
住所		
団体の区分 〔いずれか該当するもの の番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 平成 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 平成 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

収支報告書のオンライン提出のご案内



総務省

政治資金収支報告書は、政治資金関係オンラインシステムを利用して、インターネット上で提出ができます。

政治資金関係オンラインシステムとは

○政治団体が、収支報告書の提出などを、インターネット上で簡単に提出することができるシステムです。

オンライン提出の3つのメリット

メリット1 時間帯にとられず収支報告書の提出が可能

○24時間・365日、平日・休日問わず受け付けていますので、ご都合のよい時間に提出できます。



時間の有効活用が可能に！

メリット2 窓口までの移動時間、待ち時間などが不要に

○収支報告書の提出や訂正の際に窓口まで出向く必要がありません。
○窓口での待ち時間も必要ありません。



さらなる時間の有効活用が可能に！

メリット3 窓口までの移動に必要な交通費、紙代、印刷代等が不要に

○窓口までの移動に必要な電車代、バス代等の必要経費はかかりません。
○提出枚数が膨大になる場合でも、電子データによる提出のため、窓口提出に必要な用紙代、印刷代等がかかりません。



経費の削減ができ、しかもエコ！

オンラインによる提出のためには・・・

ステップ1 オンラインシステムの利用申請

○政治資金オンラインシステムのご利用に際し、まず、システムの利用申請をしていただく必要があります。
○申請方法には、①電子申請による方法、②書面による方法の2つの方法があります。



ステップ2 初回ログインURLの送信とパスワードの郵送

○ステップ1の利用申請に基づいて、初回ログイン用のURLが登録されたメールアドレスに送信されるとともに、ログイン用パスワードが利用者の住所に別途郵送されます。
○メールアドレスに送信された初回ログイン用URLから、ユーザID（メールアドレスと兼用）と別途郵送されるパスワードを入力し、オンラインシステムにログインします。

ステップ3 オンラインシステムによる収支報告書の提出

○政治資金オンラインシステムにより収支報告書を提出します。

くわしくは、**政治資金オンラインシステム**
ホームページをご覧ください。
(<https://kyoudou.soumu.go.jp/>)

政治資金 オンライン

検索



政治家の寄附は禁止されています。

有権者が寄附を求めることも禁止されています。



金のかからない政治・選挙のために
寄附禁止のルールを守りましょう。

福岡県明るい選挙推進協議会
福岡県選挙管理委員会

(平成30年版)